

新神戸ロープウェー再整備等事業
(PFI事業部分)
事業契約書
(案)

修正資料 (平成 21 年 6 月 8 日)

平成 年 月 日

神戸市

[SPCの名称を記載]

< 目 次 >

第1章 総則	2
第1条 (本契約の目的及び解釈)	2
第2条 (本事業の遂行)	2
第3条 (関係者協議会)	3
第4条 (事業日程)	3
第5条 (契約保証金等)	3
第6条 (優先関係)	4
第7条 (許認可等及び届出等)	5
第8条 (第三者に与えた損害等)	5
第2章 業務に関する総則	5
第9条 (業務内容)	5
第10条 (構成企業等への委託等)	6
第11条 (業務責任者)	6
第12条 (業務計画書等の作成)	7
第13条 (本施設等の運営・維持管理体制の整備)	8
第14条 (甲による本施設等の運営・維持管理体制の確認)	8
第15条 (実施計画書・業務結果報告書)	8
第3章 設計・改修業務等	9
第1節 本件土地及び本施設等の無償使用	9
第16条 (本件土地及び本施設等の無償使用)	9
第17条 (甲による本件土地及び本施設等の使用)	10
第2節 事前調査業務等	10
第18条 (事前調査業務)	10
第19条 (各種測量)	10
第20条 (地質調査等)	10
第21条 (既存の本施設の現況調査)	11
第3節 周辺影響調査・対策業務	11
第22条 (周辺影響調査・対策業務)	11
第23条 (近隣対応)	12
第4節 各種申請業務等	13
第24条 (本件契約に基づく業務に伴う各種申請業務)	13
第25条 (補助金・交付金・許認可等申請補助業務)	13
第5節 設計業務	13
第26条 (設計業務)	13
第27条 (基本設計)	14

第28条	(実施設計).....	14
第29条	(設計の変更).....	15
第30条	(事由の複合による設計の変更に伴う費用の負担).....	15
第31条	(設計図書等の成果物の提出).....	16
第32条	(設計モニタリング).....	16
第33条	(進捗状況の報告、報告受領・通知等に関する責任)	16
第6節	改修業務等.....	17
第34条	(改修業務).....	17
第35条	(施工計画書等)	17
第36条	(工事監理業務)	17
第37条	(工事場所の管理)	18
第38条	(竣工図書等の成果物の提出)	18
第7節	本施設等の改修業務等のモニタリング等.....	19
第39条	(本施設等の改修業務等のモニタリング等)	19
第8節	工期等の変更等.....	20
第40条	(工期等の変更).....	20
第41条	(工期又は引渡日の延長変更による費用等の負担)	20
第42条	(工期又は引渡日の遅延による費用等の負担)	21
第43条	(工事の一時中止)	21
第44条	(危険負担等)	22
第9節	本施設等の引渡し.....	23
第45条	(乙による自主検査)	23
第46条	(監理者による検査)	23
第47条	(法律に基づく検査)	23
第48条	(本施設等の引渡前検査).....	23
第49条	(本施設等の引渡し)	24
第50条	(本施設等の再開業日等)	24
第51条	(本施設等の瑕疵担保責任).....	25
第4章	運営・維持管理業務等.....	25
第52条	(ロープウェー点検及び整備業務).....	25
第53条	(ロープウェー運行業務).....	26
第54条	(本施設の営業時間等).....	26
第55条	(管理許可使用料等).....	26
第56条	(利用料金).....	26
第57条	(納付金).....	27
第58条	(収益事業).....	27

第59条	(甲による森林その他の付帯施設の保全への協力).....	27
第60条	(所有権の確認等).....	28
第5章	維持管理・運營業務期間中のモニタリング.....	28
第1節	モニタリング.....	28
第61条	(乙によるセルフモニタリング)	28
第62条	(甲によるモニタリング).....	28
第63条	(財務書類の提出)	29
第2節	モニタリング等による改善.....	29
第64条	(業務方法の変更)	29
第65条	(業務水準又は業務範囲の変更)	29
第3節	モニタリングによる是正.....	29
第66条	(モニタリングによる是正措置).....	29
第6章	設計・改修業務にかかるサービス対価.....	30
第1節	設計・改修業務にかかるサービス対価の支払額及び支払手続... 30	30
第67条	(設計・改修業務にかかるサービス対価の算定).....	30
第68条	(設計・改修業務にかかるサービス対価の請求及び支払い).... 30	30
第2節	設計・改修業務にかかるサービス対価の見直し等.....	30
第69条	(想定外の変化に対する設計・改修業務にかかるサービス 対価算定方法の見直し).....	30
第3節	設計・改修業務にかかるサービス対価の返還.....	31
第70条	(設計・改修業務にかかるサービス対価の返還).....	31
第7章	法令改正等による契約内容の変更等.....	32
第71条	(法令改正等による契約内容の変更).....	32
第72条	(法令改正等による追加費用又は損害の負担).....	32
第8章	不可抗力による契約内容の変更等.....	32
第73条	(不可抗力による契約内容の変更).....	32
第74条	(不可抗力による追加費用又は損害の負担).....	32
第9章	契約期間及び契約の終了.....	33
第1節	契約期間.....	33
第75条	(契約期間等)	33
第2節	契約の終了.....	33
第76条	(甲による契約解除)	33
第77条	(独占禁止法違反を理由とする違約金).....	35
第78条	(乙による契約解除)	36
第79条	(任意解除権の留保)	37
第80条	(不可抗力に基づく契約解除)	38

第 8 1 条	(法令改正等が行われた場合等の解除)	38
第 8 2 条	(本施設等の本件契約終了時の状態等)	38
第 8 3 条	(本件契約終了時の引継ぎ等)	39
第 8 4 条	(原状回復義務)	40
第 1 0 章	表明及び保証等	41
第 8 5 条	(事実の表明及び保証)	41
第 8 6 条	(遵守事項等)	43
第 1 1 章	その他	46
第 8 7 条	(公租公課)	46
第 8 8 条	(遅延損害金)	46
第 8 9 条	(損害賠償)	46
第 9 0 条	(保険契約)	47
第 9 1 条	(著作権等)	47
第 9 2 条	(特許権等)	48
第 9 3 条	(資金調達)	48
第 9 4 条	(契約上の地位の譲渡)	48
第 9 5 条	(検査、監査及び調査等への協力)	48
第 9 6 条	(融資機関との協議)	49
第 9 7 条	(秘密保持・個人情報保護等)	49
第 1 2 章	雑則	50
第 9 8 条	(通知)	50
第 9 9 条	(見学者対応等)	50
第 1 0 0 条	(協議事項)	50
第 1 0 1 条	(準拠法等)	51
第 1 0 2 条	(管轄裁判所)	51
別紙 1	事業計画敷地位置図	52
別紙 2	日程表	53
別紙 3	設計業務及び改修業務による成果物	54
別紙 4	本施設の営業時間・休業日	55
別紙 5	維持管理・運營業務モニタリングの方法	56
別紙 6	モニタリング等による是正手続き	60
別紙 7	設計・改修業務にかかるサービス対価の算定方法、支払方法等	64
別紙 8	設計・改修業務にかかるサービス対価の見直し方法	66
別紙 9	不可抗力による追加費用又は損害の負担割合	67
別紙 10 の 1	乙が付保を義務付けられている保険契約	68

別紙 10 の 2 乙の提案により任意に付保される保険契約.....	70
別紙 11 出資者による誓約書の様式	71
別紙 12 構成企業、協力企業による誓約書の様式.....	72
別紙 13 秘密保持に関する誓約書の様式	73
別表 定義	74

新神戸ロープウェー再整備等事業
(PFI事業部分)
事業契約書

- 1 件 名 新神戸ロープウェー再整備等事業
- 2 事業場所 神戸市中央区北野町1丁目4番3号
- 3 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税 金 円)
- 4 契約期間 本件契約の締結の日から平成38年3月31日まで
- 5 契約保証金 神戸市契約規則第25条第6号に基づき、第5条に定める内容を満たすことを条件に免除する。
- 6 支払条件 事業契約書中に記載のとおりとする。

神戸市（以下「甲」という。）及び新神戸ロープウェー再整備等事業を実施する特別目的会社たる〔SPCの名称を記載〕（以下「乙」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に定める目的及び基本理念に従い、かつ、甲が募集要項等（別表 定義 38）により提示した条件及び事業者提案等（別表 定義 20）に基づき、次のとおり契約を締結する。

この仮契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自その原本1通を所持する。

なお、本件契約は仮契約として締結されるものであり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第9条の規定による神戸市議会の議決がなされたときは、これを本契約とする。神戸市議会の議決が得られなかったときは、本件契約は無効となる。

平成 年 月 日

甲 住 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
名 称 神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎

乙 住 所
商 号 [SPCの名称を記載]
代表者 代表取締役

第1章 総則

(本件契約の目的及び解釈)

- 第1条** 本件契約は、本事業（別表 定義45）における当事者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な合意事項について定めることを目的とする。
- 2 別段の定めがある場合を除き、本件契約において用いられる用語は、本件契約本文において定義するもののほか、別表 定義において定められた意味を有するものとする。
- 3 本件契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためのものであり、本件契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

(本事業の遂行)

- 第2条** 乙は、本件契約、実施方針（別表 定義24）、実施方針に関する質問及び回答（別表 定義25）、募集要項等、募集要項等に関する質問及び回答（別表 定義39）、事業者提案等、その他本件契約に基づいて作成される一切の文書に従い、かつ関係法令等（別表 定義9）を遵守するとともに、新神戸ロープウェー再整備等事業者審査委員会の意見を最大限に尊重した上で、本事業を行う。
- 2 乙は、新神戸ロープウェー（別表 定義 28）が神戸市街地と布引ハーブ園（別表 定義 31）とを結ぶ公園施設として整備されたものであり、布引ハーブ園と新神戸ロープウェーの経営が相互に大きく影響し合うものであることをふまえ、乙において新神戸ロープウェーと布引ハーブ園とを一体的に経営をすることで、相乗効果をあげるよう本事業を遂行するものとする。
- 3 本件契約は、以下の全ての条件を充たすことを停止条件として効力を生じるものとする。なお、以下の全ての条件が充たされず、本件契約が効力を生じなかった場合、本件契約は無効となり、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は、各自の負担となる。ただし、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、第1号又は第2号の条件が充たされなかった場合は、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は当該帰責者が負担するものとする。
- (1) 乙が、布引ハーブ園に関し、募集要項等に定める布引ハーブ園の営業開始時まで、甲から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づく指定管理者としての指定を受けたこと
- (2) 乙が、新神戸ロープウェーに関し、新神戸ロープウェー運行開始日（別表 定義 29）までに、都市公園法第5条第1項に基づく許可を受けたこと

- (3) 乙が、第53条に定める新神戸ロープウェー運行に関する事業に関し、新神戸ロープウェー運行開始日までに、財団法人神戸市都市整備公社から、鉄道事業法（昭和62年法律第92号）第28条、第32条及び第38条に基づく索道事業の譲渡を受け、索道事業の許可を引き継ぐこと
- (4) 本件契約の締結について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第9条の規定による神戸市議会の議決がなされること
- 4 乙は、本施設等（別表 定義 43）の本事業の実施に必要となる一切の物を管理するに際しては、善良なる管理者の注意を以って行う。
- 5 募集要項等の記載に誤りがあることに起因する損害は、甲が負担する。
- 6 乙は、本件契約に定めのない事項についても、本事業の円滑な遂行のため、甲に協力するものとする。

（関係者協議会）

- 第3条** 甲及び乙は、本件契約締結後速やかに、協議により、本事業及び本指定管理事業双方を対象とする関係者協議会に関する設置要綱を作成するものとする。
- 2 関係者協議会は、これにおいて協議される事項につき何ら決定権限を有するものではない。
 - 3 関係者協議会は協議の結果を甲及び乙にそれぞれ報告するものとし、甲及び乙は、かかる報告を考慮かつ尊重するものとする。

（事業日程）

- 第4条** 本事業は、別紙2の日程表に従って実施される。

（契約保証金等）

- 第5条** 乙は、本件契約の締結と同時に、甲に対し、施設改修費（別表 定義22）の100分の3に相当する額の保証金を納付するものとし、甲は、本施設の改修工事が完了し、第49条第1項に基づく本施設等の引渡し完了した後、当該保証金の返還を行うものとする。ただし、本件契約の締結までに次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は、乙が支払うべき本件契約に関する保証金を免除する。

- (1) 乙が、本施設の改修業務に関して、改修期間（別表 定義 4）を保険期間とし、施設改修費の100分の3以上に相当する金額について、甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を甲に提出した場合。
- (2) 乙が、構成企業（別表 定義16）又は協力企業（別表 定義11）をして、本施設の改修業務に関して、改修期間を保険期間とし、施設改修費の100分の3以上に相当する金額について、履行保証保険契約を締結させ、かつ乙の負担で当該保証保険契約に基づく保険金支払請求権につき、甲を質権者とする質権を設定し、対抗要件を

具備した場合。

(3) 乙から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と甲とが乙の負担で工事履行保証契約を締結した場合。

(4) 乙が、[改修業務を担当する企業の名称]をして、銀行又は甲が確実と認める金融機関との間において、本施設の改修業務に関し、改修期間を保証期間とし、施設改修費の100分の3以上に相当する金額を保証金の額として、甲の承諾する内容の保証契約を締結させ、かつ乙の負担で当該保証契約に基づく保証金支払請求権につき、甲を質権者とする質権を設定し、対抗要件を具備した場合。

(5) 乙が、第1号から前号のいずれかを工事着工時まで満了することを約した誓約書を提出した場合。ただし、この場合において、誓約内容が実行されなかった場合には、甲は免除を取り消すこととし、乙は施設改修費の100分の3に相当する金額を契約保証金として納付しなければならない。

2 施設改修費の変更があった場合には、保証の額が変更後の施設改修費の100分の3以上に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、減額変更の場合、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(優先関係)

第6条 甲及び乙は、本事業を、本件契約書類等（別表 定義40）に従って遂行しなければならない。

2 本件契約の記載と実施方針、実施方針に関する質問及び回答、募集要項等、募集要項等に関する質問及び回答又は事業者提案等との間に内容の齟齬がある場合は本件契約の記載が優先するものとする。

3 本件契約の記載と本指定管理事業協定（別表 定義 44）との間に内容の齟齬がある場合は、本件契約の記載が優先するものとする。

4 本件契約に記載のない事項について、その他の書類相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。

(1) 募集要項等に関する質問及び回答

(2) 募集要項等

(3) 要求水準書（骨子案）に関する質問及び回答（別表 定義 48）

(4) 実施方針及び実施方針に関する質問及び回答

(5) 事業者提案等

ただし、第1号、第2号、第3号又は第4号の記載と第5号の記載との間に齟齬がある場合、原則として、第1号、第2号、第3号又は第4号の記載が優先するものとするが、事業者提案等に記載された性能又は水準が、募集要項等に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で事業者提案等の記載が募集要項等の記載に優先するものとする。なお、同一順位書類間に内容の齟齬がある場合には、甲の選択に従うもの

とする。ただし、上記第 5 号の事業者提案等間における内容に齟齬がある場合については、甲は事前に乙と協議した上で、その優先関係を判断するものとする。

(許認可等及び届出等)

第 7 条 乙は、本件契約書類等に定める業務を履行するために必要な一切の許認可等（別表 定義15）の取得及び届出等を、その責任及び費用において行う。

2 前項の規定にかかわらず、事業開始後の本事業に直接関係する法令（別表 定義46）の法令改正等（別表 定義37）（事業者提案提出時に変更が公にされていたものを除く。）により、新たな許認可等の取得又は届出等が必要となった場合、甲は、乙に生じた合理的な追加費用を支払うものとし、支払方法については乙と協議する。

3 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による第1項の許認可等の取得又は届出等に必要資料の提出その他について協力する。

4 乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可等の取得又は届出等に必要資料の提出その他について協力する。

5 甲及び乙は、第3項及び第4項の協力を怠ったことにより相手方に損害が生じた場合、相手方に対して当該損害を賠償する。

(第三者に与えた損害等)

第 8 条 乙が本事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、乙は、本件契約に基づき乙の負担すべき損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。

2 甲は、前項に規定する乙が負担すべき損害を第三者に賠償する場合、事前に乙に通知するものとする。甲が第三者に対する賠償を行ったときは、乙に対し、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。

第 2 章 業務に関する総則

(業務内容)

第 9 条 乙は、本事業に関する全ての業務を適正かつ的確に実施するとともに、外部環境の変化や時代のニーズに沿ったサービスを継続的に提供できるよう努めるものとする。

2 乙は、本事業を円滑に実施するために、必要かつ十分な人材を確保し、教育を実施するとともに、要求水準書（別表 定義 47）及び事業者提案等に定める能力及び経験を有する責任者を配置しなければならない。また、人材の異動に関しては、職務の重要性に応じて適切な引き継ぎ期間を設け、業務に支障を来さないようにしなければならない。

(構成企業等への委託等)

- 第10条** 乙は、本件契約書類等、業務計画書等（別表 定義12）、設計図書及び施工計画書等の業務水準（別表 定義14）に従い、かつ関係法令等を遵守して、本件契約の履行に必要な一切の業務を自ら行い、また、構成企業又は協力企業をして行わせる。
- 2 乙による本件契約に基づく業務の実施は、本件契約書類等に従い、乙自ら又は構成企業及び協力企業に実施させる方法により行うものとし、乙は、事前に甲の承諾を得た場合を除き、これら以外の者に、本件契約に基づく業務を実施させてはならない（本件契約書類等において当該業務を担当するとされた構成企業又は協力企業以外の構成企業又は協力企業に本件契約に基づく業務を行わせる場合も含む。以下、本条において同じ。）。
 - 3 乙は、本件契約に基づく業務の一部を構成企業及び協力企業以外の第三者に実施させる場合は、かかる業務を実施する者の商号、住所その他甲が別途定める事項を、甲に事前に通知しなければならない。
 - 4 乙は、事前に甲の承諾を得た場合を除き、本業務の全部又は大部分を構成企業又は協力企業以外の第三者に実施させ、また、構成企業又は協力企業をして、本業務の全部又は大部分を第三者に実施させてはならない。
 - 5 乙は、本件契約に基づく業務に関する一切の責任を負担し、乙が、これを構成企業及び協力企業以外の者に行わせた場合、又は構成企業あるいは協力企業が第三者に本件契約に基づく業務を再委託した場合、その他本件契約に基づく業務に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負う。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由に基づき生じたものについては、甲が負担する。
 - 6 甲は、前項に基づき乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。
 - 7 本件契約において定める、乙若しくは構成企業、協力企業、構成企業又は協力企業からの再委託先又は再請負人、その他本事業に関して乙が使用する一切の第三者の甲に対する協力に関して生じた費用は、全て乙の負担とする。

(業務責任者)

- 第11条** 乙は、要求水準書及び事業者提案等に従い、本件契約に定める各業務につき、当該業務を効率的かつ効果的に実施できる経験、ノウハウ及び能力を有する業務責任者を任命し、本件契約締結後速やかに甲に対し、その業務責任者の氏名、経歴、連絡先、その他甲が定める事項を、書面により届け出るものとする。
- 2 乙は、前項の規定により届出がなされた業務責任者を変更するときは、その理由並び

に後任の業務責任者の氏名及び経歴、その他甲が定める事項を記載した書面を事前に甲に提出し、甲の承認を得ることを要する。

- 3 甲は、第1項の規定により届出がなされた業務責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、乙は、かかる変更について客観的に合理的な理由がないと認められる場合を除き、変更の申し出に応じるものとする。
- 4 第2項又は第3項の規定により業務責任者の変更がなされた場合、乙は、現任の業務責任者をして、合理的な期間、後任の業務責任者が執務を開始するのに十分な引継ぎを行わしめるものとする。

(業務計画書等の作成)

第12条 乙は、本件契約の締結後速やかに、設計業務にかかる業務計画書（設計工程表等を含む）、その他甲が指定する書類を作成し、甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、実施設計につき、甲の確認を受けた後、速やかに本施設等の改修工事（別表定義5）にかかる業務計画書、施工計画書（工事工程表、施工要領書及び工事施工図を含む。）、その他甲の指定する書類を作成させ、業務計画書を作成し、甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、新神戸ロープウェー運行開始日の60日前までに、改修工事の実施に伴い本施設等を休止する前日までの本件契約書等に定める乙の業務にかかる業務計画書を作成し、甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は、再開業日（別表定義18）の90日前までに、甲と協議の上、再開業日以降の本件契約書類等に定める乙の各業務に関する業務計画書等を作成し、甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。
- 5 乙は、業務計画書等に、本件契約書類等に定める事項、その他甲が指示する事項を記載しなければならないものとし、かつ本件契約書類等に記載された内容及び水準を満たす業務の遂行を確保するために必要かつ適切で、甲が合理的に満足する形式及び内容のものを作成しなければならないものとする。
- 6 乙は、事業期間（別表定義19）中に、業務方法の変更、業務水準又は業務範囲の変更若しくは構成企業、協力企業の変更、その他本事業にかかる一切の変更により、業務計画書等に変更が生じた場合には、速やかに業務計画書等を修正し、業務との整合を調べなければならない。
- 7 甲は、事業期間中、合理的な必要がある場合には、乙に対し業務計画書等の修正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。

(本施設等の運営・維持管理体制の整備)

第13条 乙は、前条第2項の業務計画書等が確定した後速やかに、人員の確保、業務実施体制の整備等、業務計画書等の内容を具体化するために必要な行為に着手し、これを完了するものとする。

2 乙は、前条第3項又は第4項の業務計画書が確定した場合、それぞれ確定後速やかに、人員の確保、業務実施体制の整備、業務計画書等に従った必要なトレーニング、新神戸ロープウェー運行開始日又は再開業日後を想定したりハーサル、研修等の教育訓練等、新神戸ロープウェー運行開始日又は再開業日以降の乙の業務を実施するために必要な行為に着手し、新神戸ロープウェー運行開始日又は再開業日の7日前までにこれを完了するものとする。

(甲による本施設等の運営・維持管理体制の確認)

第14条 乙は、前条第1項の体制の整備等を完了した段階で、甲に対して、その旨の報告を行い、甲は、業務実施体制の確認を行うものとする。

2 乙は、前条第2項の教育訓練等を完了し、業務水準に従って再開業日以降の本施設等の運営・維持管理業務等（別表 定義 2）を実施することが可能となった段階で、甲に対し、教育訓練等の実施記録等を提出するものとする。

3 甲は、前項の教育訓練等の実施記録等を受領した後、本施設等の再開業に先立ち、業務実施体制の確認を行うものとする。

4 甲は、前項の確認の結果、乙の業務実施体制が業務水準を満たしていない場合には、乙に対して、業務実施体制の再構築を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(実施計画書・業務結果報告書)

第15条 乙は、本件契約に定める各業務につき、各事業年度（別表 定義21）に、甲が合理的に満足する様式及び内容の実施計画書（別表 定義23）を業務毎に作成し、各事業年度の実施計画書を、当該事業年度が開始する少なくとも30日前までに甲に提出するものとする。

2 甲は、前項により提出された実施計画書の内容を確認の上、合理的な必要がある場合、乙に対しその修正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。

3 乙は、甲が行う決算に関して甲に協力するものとし、甲の求めに応じて決算に必要な資料を甲の定める合理的な期日までに提出するものとする。

4 乙は、本件契約に定める業務毎に、乙の提案に基づき甲が定める様式の日報、月次報告書、四半期報告書及び年度報告書を作成するものとし、月次報告書については対象月の翌月 10 日までに、四半期報告書については対象四半期の最終月の翌月 20 日までに、年度報告書については対象年度の最終月の翌月 30 日までに、甲に提出し確認を受けなければならない。なお、それぞれ 10 日目、20 日目、30 日目の日が閉庁日（別

表 定義 36) である場合は、その直後の開庁日 (別表 定義 7) を提出・確認期限日とする。

- 5 甲は、前項により提出された業務結果報告書 (別表 定義 13) の内容を確認の上、合理的な必要がある場合、乙に対しその修正を求めることができる。
- 6 乙は、本条に基づき作成した日報については、作成日から 2 年間以上、月次報告書、四半期報告書及び年度報告書については、当該年度の終了日の翌日から 5 年間以上保存しなければならない。ただし、法令等において、より長期の保存期間が定められている書類が含まれる場合、当該書類については、その定めに従うものとする。

第 3 章 設計・改修業務等

第 1 節 本件土地及び本施設等の無償使用

(本件土地及び本施設等の無償使用)

- 第 16 条** 甲は、甲と乙が協議して、甲が定める日までに、乙、構成企業及び協力企業に対し、改修業務に基づく施工の履行場所として合理的に必要な範囲で、本施設等及び本件土地 (別表 定義 41) の全部又は一部を無償で使用させるものとする。無償使用させる本件土地及び本施設等の範囲は、別紙 1 に記載のとおりとし、これを乙、構成企業及び協力企業に無償使用させる期間は引渡日 (別表 定義 33) までとする。
- 2 乙は、自ら、構成企業及び協力企業をして、前項に定める使用期間中、本件土地及び本施設等を善良なる管理者の注意をもって管理する。
 - 3 第 1 項に定める無償使用期間中に、本件契約が解除される等の事由により、乙が本件土地及び本施設等を使用する正当な理由を喪失した場合において、本件土地又は本施設等に乙、構成企業又は協力企業が所有又は管理する工事材料、改修機械器具、仮設物その他の物件があるときは、乙は、当該物件を収去した上で、甲に本件土地及び本施設等を明け渡さなければならない。この場合の費用は、甲に帰責性がある場合を除き、乙が負担する。
 - 4 前項の場合において、乙が相当の期間内に当該物件を収去しないときは、甲が乙に代わって当該物件を収去し、当該収去に要した費用を乙に求償することができる。
 - 5 第 3 項に規定する乙の甲に対する本件土地及び本施設等の明渡しの期限については、甲が、乙の意見を聴取の上、定める。

(甲による本件土地及び本施設等の使用)

第17条 前条第1項に基づき、乙、構成企業及び協力企業が本件土地及び本施設等の無償使用を開始した後であっても、乙の使用目的の達成上支障がない限り、甲及びその他甲の指定する者は、本件土地及び本施設等（改修中の施設を含む）に立ち入りこれを使用することができ、乙は、予めこれを承諾するものとする。

第2節 事前調査業務等

(事前調査業務)

第18条 乙は、甲に対し、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自らの責任及び費用において（ただし、本件契約書類等において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。）、本件契約に基づく業務を実施する上で必要となる、事前調査業務を行うものとする。なお、乙は、事前調査の不備、誤謬等に起因する一切の追加費用及び損害を負担するものとする。

(各種測量)

- 第19条** 乙は、本施設等の設計業務及び改修業務を実施するにあたって必要となる敷地及びその周辺の測量等を自己の責任及び費用にて行う。
- 2 乙は、第16条第1項に基づく本件土地の使用開始日前に測量を行うことを希望する場合、甲に事前に連絡し、その承諾を得た上で測量を行うことができる。
 - 3 乙は、甲に対し、測量の内容及び方法を事前に報告する。
 - 4 乙は、測量の終了後、測量結果等を書面等に記載し、当該書面等により甲に報告する。

(地質調査等)

- 第20条** 乙は、本施設等の設計業務及び改修業務に必要な地盤情報を得るために必要な地質調査並びに模擬地震動の作成及び解析（以下、本条において「地質調査等」という。）を自己の責任及び費用において行う。
- 2 乙は、第16条第1項に基づく本件土地の使用開始日前に地質調査等を行うことを希望する場合、甲に事前に連絡し、その承諾を得た上で地質調査等を行うことができる。
 - 3 乙は、甲に対し、地質調査等の内容及び方法を事前に報告する。
 - 4 甲は、前項の報告に基づき、乙が行う地質調査等の内容及び方法が、本施設等の設計及び改修工事に関する業務水準の達成に寄与するものであるか否かを確認する。
 - 5 乙は、地質調査等の終了後、調査結果の記録等を書面等に記載し、当該書面等により甲に提出する方法により報告する。
 - 6 甲は、前項の規定に従い提出された書面等に基づき、甲が第4項の規定に従い確認し

た内容及び方法で、地質調査等が行われたか否かを確認する。

- 7 甲は、第3項の報告又は第5項の書面等の提出を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、地質調査等の内容及び方法その他当該報告又は記録等に合理的に関連する事項について、協議を求めることができる。
- 8 本件土地に関し、経験ある設計業者及び建設請負人が通常要求される注意義務を尽くしても本件契約書類等の記載から予見できない瑕疵が判明した場合、これにより乙に生じた合理的な範囲内の追加費用又は損害は甲の負担とする。

(既存の本施設の現況調査)

第21条 乙は、第19条及び第20条のほか、本施設等の設計・改修業務、維持管理・運営業務の実施に必要な本施設に関する構造調査、耐震調査、安全性調査及びその他必要な一切の調査（以下、本条において「施設現況調査」という。）を自己の責任及び費用において行う。

- 3 乙は、甲に対し、施設現況調査の内容及び方法を事前に報告する。
- 4 甲は、前項の報告に基づき、乙が行う施設現況調査の内容及び方法が、本施設等の設計及び改修工事に関する業務水準の達成に寄与するものであるか否かを確認する。
- 5 乙は、施設現況調査の終了後、調査結果の記録等を書面等に記載し、当該書面等により甲に提出する方法により報告する。
- 6 甲は、前項の規定に従い提出された書面等に基づき、甲が第4項の規定に従い確認した内容及び方法で、施設現況調査が行われたか否かを確認する。
- 7 甲は、第3項の報告又は第5項の書面等の提出を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、施設現況調査の内容及び方法その他当該報告又は記録等に合理的に関連する事項について、協議を求めることができる。
- 8 本施設等に関し、経験ある建設請負人が通常要求される注意義務を尽くしても本件契約書類等の記載から予見できない瑕疵が判明した場合、これにより乙に生じた合理的な範囲内の追加費用又は損害は甲の負担とする。

第3節 周辺影響調査・対策業務

(周辺影響調査・対策業務)

第22条 乙は、本件契約書類等及び関係法令等に従って、本施設等の設計業務及び改修業務等を実施するために必要な周辺影響調査及び対策業務（本施設等の工事に伴い周辺地域に及ぼす影響〔電波障害を含む〕の調査、分析及び検討並びに騒音、振動、車両交通、歩行者及びその他について適切な対策を含む。以下、本条において「周辺影響

調査及び対策」という。)を行うものとする。

- 2 乙は、周辺影響調査及び対策を自己の責任及び費用(ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。)において実施し、また、それらの不備、誤謬等に起因する一切の追加費用及び損害を負担する。
- 3 乙は、甲に対して、周辺影響調査及び対策の事前及び事後に、当該周辺影響調査及び対策の内容及び結果を報告する。
- 4 乙は、工事着工前、工事中、及び本施設等の引渡日後、周辺影響調査及び対策の結果をまとめ、それぞれ甲に提出し、その確認を受ける。
- 5 乙は、周辺影響調査及び対策に関して生じたトラブル等への対応を適宜記録等にまとめて甲に提出し、その確認を受ける。
- 6 第4項及び第5項の結果及び記録等の提出時期その他の詳細は、乙の意見を聴取した上、別途甲が定める。
- 7 甲は、第3項の報告を受け、又は第4項若しくは第5項の確認を行い、必要があると判断したときは、乙に対し、周辺影響調査及び対策、その他当該報告又は確認に合理的に関連する事項について、協議を求めることができ、乙はこれに応じるものとする。

(近隣対応)

- 第23条** 甲は、本事業の実施に関する事業計画の説明、本事業の実施に対する住民反対運動・訴訟等に起因する近隣対応を自己の責任及び費用において実施する。
- 2 乙は、前項の甲が実施する近隣対応に関し、これに伴う書類作成等の協力を行う。この協力を伴う費用は、乙が負担するものとする。
 - 3 乙は、第1項の甲の実施する近隣対応以外の本事業に起因する騒音、悪臭、風害、光害、粉塵、電波障害、交通渋滞その他工事が近隣の生活環境に与える影響にかかる一切の近隣対応を自己の責任及び費用において実施するものとし、甲に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
 - 4 乙は、自己の責任及び費用において、本施設の改修工事着工前に本施設の周辺自治会及び関係各機関への説明会を開催し、施設及び工事について説明を行い、これらの者の十分な理解を得る努力をする。
 - 5 乙は、事業の進捗にかかる重要な段階にあるために又は近隣調整のために、甲が乙による説明会が必要であると判断した場合にも適宜同様の説明を行う。
 - 6 甲は、第3項の報告を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、施工、近隣対応、その他当該報告に合理的に関連する事項について、協議を求めることができる。
 - 7 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として業務計画書等及び施工計画書の変更をすることはできない。
 - 8 近隣調整の不調を理由として、乙が、甲の承諾を得て、施工計画書記載の工期、引渡日(以下「工期等」という。)を変更する場合には、第40条第2項に従う。

第4節 各種申請業務等

(本件契約に基づく業務に伴う各種申請業務)

- 第24条** 乙は、自己の責任及び費用において、本件契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可等の取得及び届出等（地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者としての指定及び都市公園法第5条第1項に基づく許可を含むが、これらに限られない。）を、新神戸ロープウェー運行開始日までに、行うとともに、事業期間中、これらの許認可、届出等について、更新、再取得等必要な手続きを行い、これらを有効に維持する。
- 2 甲は、乙の要請がある場合は、乙による前項の許認可等の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について、乙に協力する。
 - 3 乙の責めに帰すべき事由により、乙が申請すべき許認可等の取得又は届出等が遅延した場合、乙は、甲に対し、当該遅延により甲に生じた合理的な範囲内の損害を賠償する。
 - 4 甲が第2項の協力を怠ったことにより、乙が申請すべき許認可等の取得又は届出等が遅延した場合、甲は、乙に対し、当該遅延により乙に生じた合理的な範囲内の損害を賠償する。

(補助金・交付金・許認可等申請補助業務)

- 第25条** 乙は、甲が本事業に関し、起債、補助金又は交付金を申請する場合には、これに伴う書類作成等の補助業務を行う。
- 2 乙は、甲が許認可等の取得又は届出等を行う場合、当該許認可等の取得及び届出等について技術的協力及び書類作成業務を行う。
 - 3 乙の責めに帰すべき事由により、乙が第1項及び第2項の規定に従い作成又は作成補助すべき書類の提出が遅延した場合、乙は、甲に対し、当該遅延により甲に生じた損害を賠償する。
 - 4 前項の場合を除き、甲が行う起債、補助金申請又は交付金申請、許認可等の取得又は届出等に関して損害が発生した場合の責任は、甲が負うものとする。
 - 5 乙は、本事業に関連して受けられる可能性がある補助金並びに交付金がある場合、その申請手続を行うものとし、甲はこれに協力する。

第5節 設計業務

(設計業務)

- 第26条** 乙は、設計に関する一切の責任を負うものとし、その費用を負担する（設

計上の誤り並びに乙の責めに帰すべき事由による設計図書の変更、設計の変更及び設計の変更から派生する一切の増加費用の負担を含む。) 。

- 2 乙は、〔設計業務を担当する企業の名称〕をして、別途甲との間の協議により定める期限までに月間工程表を作成させ、甲に対して提出させる。
- 3 乙は、〔設計業務を担当する企業の名称〕をして、第12条第1項の設計業務にかかる業務計画書及び前項の月間工程表に従い、改修工事に着工させ、工事を遂行させる。
- 4 乙は、改修期間中、〔設計業務を担当する企業の名称〕をして工事現場に常に工事記録を整備させなければならない。
- 5 乙は、改修工事に着手するまでに、対象となる各施設等の施工体制台帳〔建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。〕の写しを、甲に対して提出する。

（基本設計）

第27条 乙は、第12条第1項の設計業務にかかる業務計画書等記載の工程に従い、甲と協議の上、〔設計業務を担当する企業の名称〕をして、本施設等の設計条件を確定するための基本設計を行わせる。

- 2 乙は、〔設計業務を担当する企業の名称〕をして、基本設計を行うに際し、適宜甲と打ち合わせを行わせ、甲に対し、打ち合わせの記録を提出させる。
- 3 甲は、基本設計と募集要項等、事業者提案等、設計業務にかかる業務計画書等又は前項の打ち合わせの結果の間に齟齬がない場合、乙に対してその旨の確認の通知を行うものとする。
- 4 甲は、基本設計と募集要項等、事業者提案等、設計業務にかかる業務計画書等又は第3項の打ち合わせの結果の間に齟齬がある場合、乙に対してその旨及び当該齟齬の具体的内容を通知するものとし、乙は当該通知の受領後速やかに〔設計業務を担当する企業の名称〕をして当該齟齬を是正させるものとする。当該齟齬が甲の指示又は甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、当該是正は乙の責任及び費用をもって行われるものとし、またこれにより工期の変更が必要な場合、第40条第2項の規定に従う。
- 5 前項の是正を行う場合には、第3項から前項の規定を準用する。

（実施設計）

第28条 乙は、前条第1項の規定に基づき作成した設計業務にかかる業務計画書等記載の工程に従い、甲と協議の上、〔設計業務を担当する企業の名称〕をして、本施設等の実施設計を行わせる。

- 2 乙は、〔設計業務を担当する企業の名称〕をして、実施設計を行うに際し、適宜甲と打ち合わせを行わせ、甲に対し打ち合わせの記録を提出させる。
- 3 実施設計と募集要項等、事業者提案等、基本設計、設計業務にかかる業務計画書等又

は前項の打ち合わせの結果の間に齟齬がない場合、甲は、乙に対してその旨の確認の通知を行うものとする。

- 4 実施設計と募集要項等、事業者提案等、基本設計、設計業務にかかる業務計画書等又は第2項の打ち合わせの結果の間に齟齬がある場合、甲は、乙に対してその旨及び当該齟齬の具体的内容を通知するものとし、乙は速やかに〔設計業務を担当する企業の名称〕をして、当該齟齬を是正させるものとする。当該齟齬が甲の指示又は甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、当該是正は乙の責任及び費用をもって行われるものとし、またこれにより工期の変更が必要な場合は第40条第2項の規定に従う。
- 5 前項の是正を行う場合には、第2項から前項の規定を準用する。

(設計の変更)

第29条 甲は、必要があると認める場合、基本設計又は実施設計に関し、設計変更を乙に対して求めることができる。ただし、甲は、原則として設計・改修業務にかかるサービス対価（別表 定義30）の変更を伴う設計変更又は事業者提案等の範囲を逸脱する設計変更を乙に対して求めることはできないものとする。

- 2 乙は、前項に基づく甲の設計変更要請を検討し、本章に定める設計・改修業務等につき、設計・改修業務にかかるサービス対価の増加が見込まれる場合、甲に対し、その内容や増加見込額を併せて通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の乙の通知を踏まえ、設計変更について乙と協議を行ったうえ、甲において設計変更の要否を定めるものとする。
- 4 甲の求めにより設計変更する場合において、当該変更により、本章に定める設計・改修業務等につき、乙の費用に増減が生じたときは、甲は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を設計・改修業務にかかるサービス対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について設計・改修業務にかかるサービス対価から減額するものとする。ただし、甲の設計変更が乙の作成した設計図書の不備、瑕疵による場合又は乙の調査の誤りないしは不足による場合は、乙が当該費用を負担する。
- 5 乙は、事前に甲へ報告を行い、その承諾を得た場合を除き、設計変更を行うことはできないものとする。
- 6 前項に従い乙が事前に甲へ報告を行い、その承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が生じたときは、乙が当該費用を負担するものとする。
- 7 法令変更による設計の変更については第7章の規定に、不可抗力（別表 定義 34）による設計の変更については第8章の規定に従うものとする。

(事由の複合による設計の変更に伴う費用の負担)

第30条 前条に規定する事由、不可抗力事由及び法令変更事由の全部又は一部が複合してなされた設計の変更に起因して、甲、乙に追加費用又は損害が発生したときのそ

それぞれの負担額については、その変更事由ごとに、変更に与えた影響度合いを算出し、これらを按分した上で前条、第72条第2項、第74条第3項を適用して、甲及び乙がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

(設計図書等の成果物の提出)

第31条 乙は、第27条に規定する基本設計及び第28条に規定する実施設計の業務が完了したときは、完了後遅滞なく、〔設計業務を担当する企業の名称〕をして、別紙3記載の設計図書その他甲が指定する成果物を甲に提出させ、確認を受けさせなければならない。第29条に従い、設計の変更がなされる場合も同様とする。この場合において、成果物の提出の日程については、甲乙協議の上決定する。

(設計モニタリング)

第32条 甲は、前条に基づき乙から提示された設計図書等の成果物が本件契約書類等、事業者提案等又は設計業務にかかる業務計画書等若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、又は提示された設計図書等の成果物では本件契約書類等、事業者提案等又は設計業務にかかる業務計画書等若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおける合意において要求される仕様を満たさないと合理的に判断する場合は、速やかに当該不一致が生じている設計箇所及びその内容を乙に通知し、修正を求めることができる。

2 乙が、前項の規定による通知を受領した場合、乙は〔設計業務を担当する企業の名称〕をして、速やかに当該不一致を是正させ、是正結果を甲に報告させ、甲は速やかにその結果を確認する。なお、当該是正は、乙の責任及び費用において行う。

(進捗状況の報告、報告受領・通知等に関する責任)

第33条 乙は、甲に対し、設計の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、設計の進捗状況に関して、適宜、乙又は〔設計業務を担当する企業の名称〕に対して報告を求めることができる。

3 甲は、本章の規定に基づき、乙又は〔設計業務を担当する企業の名称〕から基本設計若しくは実施設計に関する進捗状況の報告を受けたこと、打ち合わせの記録の提出を受けたこと、乙に対し通知を行ったこと、設計条件若しくは実施設計の変更の承諾をしたこと、又は乙から成果物の提出を受けたことを理由として、設計及び改修の全部又は一部についての責任を何ら負うものではない。

第6節 改修業務等

(改修業務)

- 第34条** 乙は、第27条及び第28条に規定する基本設計及び実施設計についての甲の確認を受けた後速やかに、〔改修業務を担当する企業の名称〕をして、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、本施設等の改修工事を行わせる。
- 2 乙は、本施設等の改修工事に必要な費用及び工事用の電気、水道、ガス等については、自己の費用及び責任において調達する。
- 3 仮設、施工方法その他本施設等の改修を安全に工期内に完成するために必要な一切の手段については、乙が〔改修業務を担当する企業の名称〕をして、自己の責任において行わせ、その費用を負担させる。
- 4 乙は、〔改修業務を担当する企業の名称〕をして、工事現場に常に工事記録を整備させる。
- 5 乙は、〔改修業務を担当する企業の名称〕をして、各種関連法令及び工事の安全に関する指針等を遵守させる。

(施工計画書等)

- 第35条** 乙は、別途甲との間の協議により定める期限までに、〔改修業務を担当する企業の名称〕をして、月間工程表を作成させ、甲に対して提出させる。
- 2 乙は、本施設の改修業務に着手するまでに、〔改修業務を担当する企業の名称〕をして、本施設等の施工体制台帳（改修業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）の写しを、甲に対して提出させる。
- 3 乙は、仮設を行う場合、甲と協議の上、〔改修業務を担当する企業の名称〕をして、総合仮設計画書を作成させ、仮設工事開始までに甲に提出させ、甲の確認を受ける。
- 5 第12条2項の施工計画書等、又は第1項から前項の書面の提出後に当該書面の修正が必要となった場合、乙は、〔改修業務を担当する企業の名称〕をして、適宜当該書面の修正を行わせ、修正内容を甲に報告させ、甲の確認を受ける。なお、甲又は乙の責に帰すべき事由により当該書面の修正が必要となった場合で、当該修正の結果、施工方法等が変更されるなどして、甲又は乙に追加費用及び損害が生じたときは、責めに帰すべき事由のある当事者は、合理的な範囲内において当該追加費用及び損害を負担するものとし、負担方法については甲が乙と協議の上決定する。甲が追加費用及び損害を負担する場合には、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。

(工事監理業務)

- 第36条** 乙は、自らの責任及び費用において（ただし、要求水準書において甲の責

任及び費用負担とされているものを除く。)、業務水準を遵守し、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針、建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事監理指針(それぞれ最新版)」等の関係法令等に従って、[監理業務を担当する企業の名称]をして、本施設等の改修工事の工事監理を実施させるものとし、事前に甲の承諾を得た場合を除き、[監理業務を担当する企業の名称]以外の者に、改修工事対象施設(別表 定義 6)の改修工事の工事監理の全部又は一部を実施させてはならない。なお、乙は、工事監理業務の不備、誤謬等に起因する一切の追加費用及び損害を負担するものとする。

- 2 乙は、[監理業務を担当する企業の名称]が、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に定める一級建築士の資格を有する工事監理者を設置し、また、本施設等の改修業務を行う者と同一の者又は資本面若しくは人事面において関連のある者(別表 定義 26)ではないことを保証する。
- 3 乙は、本施設等の改修工事の工事監理に関する一切の責任を負うものとし、[監理業務を担当する企業の名称]の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負う。
- 4 甲は、前項に基づき乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。
- 5 乙は、[監理業務を担当する企業の名称]をして、工事監理の状況を記載した工事監理状況報告書を甲に毎月提出させるものとし、甲が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を、随時行わせる。
- 6 乙は、[監理業務を担当する企業の名称]をして、定期的に、甲による工事監理状況の確認を受けさせる。
- 7 乙は、[監理業務を担当する企業の名称]が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守する上で必要となる協力を行う。

(工事場所の管理)

第 37 条 本施設等の工事場所の管理は、乙が善良な管理者の注意義務をもって行う。

(竣工図書等の成果物の提出)

第 38 条 乙は、引渡日までに、別紙3記載の竣工図書その他甲が指定する成果物を甲に提出し、確認を受けなければならない。第40条に従い、工期変更がなされる場合も同様とする。この場合において、成果物の提出の日程については、甲乙協議の上決定する。

- 2 甲は、提示された竣工図書等の成果物が本件契約書類等、事業者提案等又は改修業務にかかる業務計画書若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおいて合意された事項に従っ

ていない、又は提示された竣工図書等の成果物では本件契約書類等、事業者提案等又は改修業務にかかる業務計画書若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおける合意において要求される仕様を満たさないと合理的に判断する場合は、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を乙に通知し、修正を求めることができる。

- 3 乙が、前項の規定による通知を受領した場合、乙は速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。なお、当該是正は、乙の責任及び費用において行う。

第7節 本施設等の改修業務等のモニタリング等

(本施設等の改修業務等のモニタリング等)

第39条 乙は、甲が別途定める様式の書面により、本章に規定する本施設等の改修業務にかかる設計・改修実施体制・工事監理体制（セルフモニタリングに関するものを含む。）を甲に報告する。

- 2 甲及び乙は、本施設等の改修業務について、前項の報告、本件契約書類等、改修業務にかかる業務計画書等を踏まえ、甲乙協議の上、モニタリング実施計画書を作成する。ただし、当該協議において甲と乙が合意に至らないときは、甲がモニタリング実施計画書を作成し、乙はこれに従うものとする。
- 3 乙は、本施設等の改修工事の進捗状況に関し、定期的に甲に報告を行うとともに、本施設等の改修工事状況の確認を受けるものとする。
- 4 甲は、随時、本施設等が、設計図書、施工計画書及び改修業務等にかかる業務計画書等の業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従い改修されていることを確認できる。この場合において、甲は、本施設等の改修工事の状況その他について、乙に事前に通知した上で、乙、改修業務を担当する構成企業又は協力企業、工事監理業務を担当する構成企業又は協力企業、構成企業又は協力企業からの再委託先又は再請負人に対してその説明を求め、事業実施場所において施工状況を自ら立会いの上確認することができる。また、甲は、必要があると判断したときは、乙に対し、本施設等の改修工事状況その他当該確認、請求、報告、通知又は立会いに合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。
- 5 乙は、前項に規定する改修工事の状況その他についての説明、甲による確認の実施及び協議につき甲に対して最大限の協力を行うものとし、改修業務を担当する構成企業又は協力企業、工事監理業務を担当する構成企業又は協力企業、構成企業又は協力企業からの再委託先又は再請負人をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 6 第3項及び第4項に規定する説明又は確認の結果、本施設の改修工事の状況が設計図書、施工計画書及び改修業務にかかる業務計画書、関係法令等の業務水準に客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるものとし、乙は、

自己の責任及び費用においてこれに従い、若しくは改修業務又は工事監理業務を担当する構成企業又は協力企業、あるいは構成企業又は協力企業からの再委託先又は再請負人をしてこれに従わせなければならない。

- 7 乙は、本施設の改修期間中に乙が行う本施設等に関する検査又は試験について、事前に甲に対して通知するものとする。なお、甲は、乙が行う検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 8 改修業務等のモニタリングにかかる費用のうち、甲に生じるものは甲の負担とし、乙の書類作成等にかかる費用等、乙が甲によるモニタリングに協力するために必要となる費用は乙の負担とする。
- 9 甲は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、本施設の改修の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負うものではない。

第8節 工期等の変更等

(工期等の変更)

- 第40条** 甲が乙に対して施工計画書記載の工期等の変更を請求した場合又は乙が不可抗力事由又は乙の責めに帰すことのできない事由により施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲乙協議により当該変更の可否を定めるものとする。
- 2 乙が、自己の責めに帰すべき事由により、施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲は、当該変更の可否を決定するものとし、甲が当該変更を認める場合、甲は合理的な工期又は引渡日を定めるものとする。
 - 3 第1項において、甲及び乙の間において協議が調わない場合、甲が協議の結果を踏まえて合理的な工期又は引渡日を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(工期又は引渡日の延長変更による費用等の負担)

- 第41条** 甲の責めに帰すべき事由により、前条第1項及び第3項に基づいて施工計画書記載の工期等を延長変更した場合、甲は、当該延長変更により乙が負担した追加費用及び乙が被った損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により、前条第2項に基づいて、甲が、施工計画書記載の工期等の延長変更を認めた場合、乙は、当該延長変更に伴い甲が負担した追加費用及び甲が被った損害につき、合理的な金額を甲に対して支払うものとする。
 - 3 不可抗力事由により、前条第1項及び第3項に基づいて施工計画書記載の工期等が延長変更され、当該延長変更に伴い、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び

乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 9 に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 4 本事業に直接関係する法令改正等により、前条第 1 項及び第 3 項に基づいて施工計画書記載の工期等が延長変更された場合、甲は、当該変更により乙に発生した追加費用及び損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 5 第 1 項から前項に掲げる変更事由の全部又は一部が複合して、施工計画書記載の工期等が変更された場合の追加費用又は損害についての甲及び乙それぞれの負担金額については、その変更事由ごとに、変更に与えた影響度合いを算出し、これらを按分した上で決定する。

(工期又は引渡日の遅延による費用等の負担)

第 4 2 条 甲の責めに帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合に、これに伴って乙に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において甲が負担する。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合、乙は、引渡日から実際の引渡日までの日数に応じ、施設改修費に対する神戸市契約規則第 33 条第 1 項に規定する割合による違約金を甲に支払うものとし、甲に当該違約金を超える追加費用又は損害があるときは、その費用又は損害についても甲に支払わなければならない。

(工事の一時中止)

第 4 3 条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知した上で、本施設等の改修工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により、本施設等の改修工事の全部又は一部を一時中止させた場合で必要があると認めるときは、施工計画書記載の工期等を変更することができる。この場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、改修機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合その他乙に損害が生じた場合には、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令改正等により、本施設等の改修工事の全部又は一部が一時中止された場合で、甲において必要があると認めるときは、施工計

画書記載の工期等を変更することができる。

- 4 不可抗力事由により、本施設等の改修工事の全部又は一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、改修機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合その他乙に損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 9 に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 5 本事業に直接関係する法令改正等により、本施設等の改修工事の全部又は一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、改修機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合その他乙に損害が発生したときは、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 6 第 2 項及び第 3 項に規定する事由が複合して本施設等の改修工事の全部又は一部が一時中止された場合の追加費用又は損害についての甲及び乙それぞれの負担金額については、追加費用又は損害を生じさせた事由ごとに、追加費用又は損害の発生に与えた影響度合いを算出し、これらを按分した上で決定する。

(危険負担等)

第 4 4 条 引渡日までに本施設等の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他改修器具等が、不可抗力事由により滅失し又はき損し、その結果、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙9に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 2 前項の場合、本件契約の取扱いは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 滅失又はき損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、甲及び乙は原則として第 80 条に従い本件契約を解除するものとする。ただし、乙が任意の判断で甲の認める期間内に乙の費用負担において本施設等を事業実施場所に再施工する場合にはこの限りではない。
 - (2) 前号の場合以外のき損の場合には、乙は本施設等を設計どおり修復して事業実施場所に施工するものとする。この場合に乙に生じる追加費用又は損害の負担については、前項を準用するものとし、甲は、修復に要する合理的期間を限度として引渡し期限の延長を認めるものとする。
 - (3) 第1号及び第2号の場合、甲は乙に対し、損害賠償の請求は行わない。

第9節 本施設等の引渡し

(乙による自主検査)

第45条 乙は、本施設等の改修工事完了後、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自己の責任及び費用において、使用検査（エレベーター等のネットワーク型設備等に関する検査を含む。）を行う。

(監理者による検査)

第46条 乙は、前条の自主検査の終了後、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自己の責任及び費用において、[監理業務を担当する企業の名称]をして、本施設等の検査及び本施設等の改修の完成確認報告を行わせる。なお、この検査及び報告には、次条に規定する法律に基づく検査及びその報告を含むものとする。

(法律に基づく検査)

第47条 乙は、本施設等の改修工事完了後、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自己の責任及び費用において、本施設等の引渡し前に法律に基づく必要な検査を受ける。

- 2 甲は、乙に対し、前項の検査への立会いを求めることができる。
- 3 乙は、甲が前項の規定に基づき立会いを行ったか否かにかかわらず、甲に対し、第1項の検査の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付して、書面により報告する。

(本施設等の引渡前検査)

第48条 甲は、乙から第46条に規定する報告を受けた日の翌日から14日以内（14日目の日が閉庁日である場合は、その直後の甲の開庁日まで）に、引渡前検査を実施し、本施設等が、本件契約書類等、業務水準及び設計図書等の成果物を満たしていることを確認するものとする。

- 2 引渡前検査の結果、本施設等が本件契約書類等、業務水準及び設計図書等の成果物の内容に従い施工されているときは、甲は乙に対し、引渡前検査確認書を交付する。
- 3 甲が、引渡前検査を行った日の翌日から14日以内（14日目の日が閉庁日に当たるときは、その直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、何らの通知を行わないときには、乙は引渡前検査に合格したものとみなすことができる。
- 4 引渡前検査の結果、本施設等の改修工事の状況が本件契約書類等、業務水準又は設計図書等の成果物の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、自らの責任と費用において、これに従わなければ

ならない。

- 5 甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日の翌日から7日以内（7日目の日が閉庁日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に再度、引渡前検査を実施するものとする。当該引渡前検査の結果、本施設等の改修工事の状況がなおも本件契約書類等、業務水準又は設計図書等の成果物の内容を逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、引渡前検査を繰り返すものとする。
- 6 甲は、第1項に規定する引渡前検査を行ったことを理由として、本施設等の改修、本施設等の維持管理・運営その他本件契約に基づく乙の業務の全部又は一部について何らの責任を負うものではない。

（本施設等の引渡し）

- 第49条** 乙は、前条第2項に定める甲の引渡前検査確認書を得て、竣工図書等の成果物を甲に対し提出した後、引渡日までに本施設等を、甲に対して引き渡すものとする。
- 2 乙は、本施設等の所有権が甲に原始的に帰属するものであり、乙が本件契約等に基づく義務を履行するについて、本施設等につき所有権を取得するものではないこと、乙が本施設等について改修工事を実施するに際し、本施設等又は本件土地に什器、備品、設備その他を設置し、備え付け、加工するなどした場合であっても、甲乙間で別段の書面による取り決めがなされない限り、それらの一切について甲が原始的に所有権を取得することを確認する。
 - 3 第1項に基づく本施設等の引渡しになされた後であっても、乙は、本件契約に基づく乙の業務を実施するため、本施設等を使用することができ、甲は、予めこれを承諾する。

（本施設等の再開業日等）

- 第50条** 乙は、前条に基づく本施設等の引渡しから再開業日までの間、善良なる管理者の注意義務をもって、本施設等を維持管理する。
- 2 前項の期間において、乙の責めに帰すべき事由に基づき、乙に発生した追加費用又は損害は乙の負担とし、また甲に損害が発生した場合には、これを賠償しなければならない。
 - 3 第1項の期間において、甲の責めに帰すべき事由に基づき、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担する。この場合、乙は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。
 - 4 第2項の期間において、不可抗力により、乙に追加費用又は損害が発生したときは、第74条第3項を準用する。

(本施設等の瑕疵担保責任)

- 第51条** 甲が本施設等の引渡しを受けた日から2年が経過するまでの間に、本施設等に瑕疵が発見されたときには、乙は、当該瑕疵を補修し、又は補修させるものとする。
- 2 乙は、本施設について、第21条の施設現況調査を実施することから、本施設の瑕疵が、乙において改修業務を実施するために本施設の引き渡しを受ける前から存在していた場合であっても、前項に従い修補を行うものとする。ただし、かかる瑕疵が、第21条の施設現況調査に際し、経験ある設計業者及び建設請負人において通常要求される注意義務を尽くしても予見できない瑕疵である場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の故意又は重大な過失に起因する瑕疵及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に定める住宅の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分についての瑕疵については、甲が本施設等の引渡しを受けた日から10年が経過するまでの間、乙に対し、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。なお、この場合についても、前項が適用されるものとする。
- 4 第1項から前項の規定にかかわらず、甲が本施設等の引渡しを受けた日から10年が経過するまでの間に、乙の故意又は重過失に起因する本施設等の瑕疵が発見された場合、乙は、第1項の補修義務を負うものとする。
- 5 第1項から前項において、乙が瑕疵補修義務を負うにもかかわらず、乙が瑕疵の補修をし、又は補修させることができない場合、乙は、第三者をして当該瑕疵を補修させるものとする。ただし、甲は合理的な理由があるときは、自ら瑕疵を補修することができるものとする。
- 6 乙は、甲が、当該瑕疵に起因して被った一切の損害（前項ただし書の規定に基づき甲が当該瑕疵を補修するために使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならないが、この場合、甲は、設計・改修業務にかかるサービス対価から当該損害額を控除して、乙に支払うことができるものとする。
- 7 甲は、本施設等の引渡しの際に第1項から第3項の瑕疵があることを知ったときは、第1項から第3項にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の補修又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。

第4章 運営・維持管理業務等

(ロープウェー点検及び整備業務)

- 第52条** 乙は、運営・維持管理期間（別表 定義1）中、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自らの責任及び費用において、本施設等の点検及び整備業務を自ら

行い、又は〔運営・維持管理業務等を担当する企業の名称〕をして行わせる。

（ロープウェー運行業務）

第53条 乙は、運営準備期間（別表 定義 3）及び運営・維持管理期間中、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自らの責任及び費用において、新神戸ロープウェー運行業務を自ら行い、又は〔運営・維持管理業務等を担当する企業の名称〕をして行わせる。

（本施設の営業時間等）

第54条 本施設等の運営・維持管理業務等の開始日時点における営業時間及び営業日は、別紙4「本施設の営業時間・休業日」に規定するとおりとする。

2 乙は、別紙4「本施設の営業時間・休業日」に規定する営業時間又は休業日を変更する場合、変更実施の30日前までに甲に対して通知し、その承諾を得なければならない。また、甲の承諾後速やかに、当該変更について、本施設等及び本件土地内に掲示する等して利用者への周知を図るものとする。

（管理許可使用料等）

第55条 乙は、運営・維持管理期間中、甲に対し、募集要項等に従って、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）に定める管理許可使用料等（別表 定義 10）を支払う。

（利用料金）

第56条 ロープウェー利用料金（別表 定義 49）は、本件契約書類等において定めるとおりとする。

2 ロープウェー利用料金は、乙の収入とする。

3 乙は、名称の如何を問わず、第1項に定めるロープウェー利用料金以外に、本施設等の利用者から利用に関する費用、対価を徴求してはならない。

4 乙は、利用料金を改定しようとする場合、改定実施の90日前までに甲に対して改定の理由、改定後の利用料金額、その根拠その他甲が指定する事項を書面により通知し、甲と協議を行うものとする。

5 前項の規定に基づき、甲乙の協議によって利用料金が改定されることとなった場合、乙は、速やかに、当該改定について、本施設等に掲示する等して利用者への周知を図るものとする。

6 第4項の規定に基づき利用料金が改定されることとなった場合、かかる改定のために必要となる一切の手続き（都市公園法、鉄道事業法に関する手続きを含むが、これらに限られない。）は、乙がその責任と費用負担において行う。

- 7 甲は、ロープウェー利用料金（本条に基づき改定された場合は、改定後のもの）が、同種又は類似施設の料金と著しく乖離するなど不当であると判断される場合、乙に対してその是正を請求することができる。

（納付金）

第57条 乙は、運営・維持管理期間中、要求水準書及び事業者提案等に従い、甲に対し、ロープウェー運行業務の運行収益（ロープウェー利用料金による収益）に関する納付金を支払わなければならない。

（収益事業）

第58条 乙は、要求水準書及び事業者提案等に従い、収益事業を行う場合には、事業期間中、飲食、物販等の事業を自ら行い、または〔物販等施設の運営を担当する企業の名称〕をして行わせるものとする。

- 2 収益事業による収益は、乙の収入とする。
- 3 第1項の場合、乙は、本件契約が終了するまでは、収益事業を継続しなければならない。
- 4 乙が、甲の承諾なく、収益事業の全部又は一部を中止又は変更した場合は、甲は、神戸市都市公園条例第19条に基づき、乙に対する管理許可又は設置許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止等を命ずることができる。
- 5 乙は、物販等施設（別表 定義 35）の修繕、模様替え（ただし、軽微なものは除く。）を行おうとするときは、あらかじめ甲の規定する様式の書面により甲の承認を得なければならない。
- 6 乙は、物販等施設における業務に必要な設備及び什器備品、消耗品等並びに物販等施設に係る光熱水費その他物販等施設の運営に係る費用については、自己の費用をもって、調達・導入し、及び設置する。
- 7 乙は、事業期間の満了に際し、甲に対し、営業権の補償等の損害賠償その他一切の請求をすることができない。

（甲による森林その他の付帯施設の保全への協力）

第59条 乙は、甲が本施設等の防災施設等並びに本件土地に隣接する森林、池及び防災施設等の保全等の作業を行うために、本施設等及び本件土地への立ち入りを必要とする場合、これに協力し、又は、〔運営・維持管理業務等を担当する企業の名称〕をして協力させるものとする。

- 2 甲は、前項の作業を実施する場合、作業を実施する5日前までに、乙に対して、作業日時、作業内容、作業範囲等を通知するものとする。
- 3 第1項の作業等で、運営・維持管理業務等に重大な影響を及ぼす作業又は工事等の必要

が生じた場合、甲と乙は協議を行うものとする。

(所有権の確認等)

第60条 本施設等の所有権は、甲に帰属する。

- 2 乙が、要求水準書に従い、本件契約の締結後、運営・維持管理期間が終了するまでの間に設置した什器、備品、設備その他有体物の所有権は、甲に帰属する。ただし、要求水準書に示す基準に従い本施設等の利用者が利用することを主たる目的とするもの以外の什器、備品、設備その他有体物に関しては、乙に帰属する。
- 3 乙が甲の許可を得て、本件土地又は本施設等に設置した物の所有権その他の権原は、乙に帰属する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、乙が設置した物のうち、本施設等から分離できないもの、又は、分離に過分の費用を要するか、分離によって当該乙の設置した物あるいは本施設等が毀損するものについては、甲に帰属するものとする。なお、この場合であっても、乙は、甲に対し、当該乙の設置した物の補償、買取、損害賠償その他の請求をすることはできない。
- 5 乙は、第2項の規定に基づき乙に帰属する設備等について、第三者に対する譲渡、担保供与、その他の処分を行ってはならない。
- 6 乙は、リース等により、乙が本施設等又は本件土地に設置し、備え付け、加工等する什器、備品、設備その他有体物を調達する場合は、リース会社等との契約に先立ち、当該リース契約書案を甲に提出しなければならない。この場合において、甲は、当該リース契約の内容と本件契約に齟齬があると認めるときは、乙に対し、当該リース契約の内容の変更を求めることができる。
- 7 本条に定める什器、備品、設備その他有体物の所有権の帰属について、疑義が生じた場合には、甲乙協議により、甲が決定するものとする。

第5章 維持管理・運營業務期間中のモニタリング

第1節 モニタリング

(乙によるセルフモニタリング)

第61条 乙は、自らの費用負担において、乙が行う運営・維持管理業務等につき、業務水準を満たす業務が提供されていることを確認するために、事業者提案等による提案をもとに、本件契約締結後、甲と協議してモニタリング計画を策定し、当該計画に則り、セルフモニタリングを行うものとする。

(甲によるモニタリング)

第62条 甲は、自らの費用負担において、乙が行う運営・維持管理業務等が、業務

水準を満たしていることを確認するために、事業者提案等及び別紙5の内容に基づき、乙の意見を踏まえて、モニタリング実施計画書を策定し、当該計画書に則り、自ら及び第三者をして、モニタリングを行うものとする。

- 2 乙は、甲が前項に基づくモニタリングを行う場合には、最大限協力しなければならない。なお、乙が甲によるモニタリングに協力するために必要となる費用は、乙の負担とする。

(財務書類の提出)

第63条 乙は、事業期間の終了に至るまで、各事業年度の最終日より3か月以内に、公認会計士（又は監査法人）の監査済財務書類を甲に提出し、かつ、甲に対して監査報告を行うものとする。

- 2 甲は、前項の規定により提出を受けた監査報告を公開することができる。

第2節 モニタリング等による改善

(業務方法の変更)

第64条 甲は、第61条又は第62条に規定するモニタリングの結果、本件契約に定める乙の業務について、業務方法を変更することが必要と判断するときは、乙に対し、別紙5に定める手続に従い、随時業務方法の変更についての協議を求めることができる。

- 2 乙は、第61条に規定するセルフモニタリングの結果、本件契約に定める乙の業務について、業務方法を変更することが必要と判断するときは、業務水準を満たす限りにおいて、別紙5に定める手続に従い、業務方法を変更することができる。

(業務水準又は業務範囲の変更)

第65条 甲は、第61条又は第62条に規定するモニタリングの結果、本件契約に定める乙の業務について、業務水準又は業務範囲を変更する必要があると認める場合には、別紙5に定める手続に従い、乙に対して、随時業務水準又は業務範囲の変更についての協議を求めることができる。

- 2 乙は、随時、業務水準又は業務範囲の変更を提案することができるものとし、甲は、乙の提案を踏まえて、その要否、内容等を決定する。この手続は、別紙5に従うものとする。

第3節 モニタリングによる是正

(モニタリングによる是正措置)

第66条 甲は、第61条又は第62条に規定するモニタリングの結果、本件契約で定め

る乙の業務の状況が、業務水準を客観的に逸脱していると判断した場合、甲は、乙に対して別紙6の規定に従い、業務是正勧告、業務是正命令を行うことができる。

- 2 甲は、業務是正命令にもかかわらず、乙の責めに帰すべき事由に基づかない場合を除き、乙の業務が業務水準を達成していないと認めた場合には、別紙 6 の規定に従い、罰則金の支払請求、構成企業又は協力企業の変更請求、本件契約の全部又は一部の解除を行うことができる。ただし、乙の業務の未達成の状況が、法令の違反又は本施設の運営に当たり、重大又は深刻な影響を及ぼすことが想定される場合には、業務是正勧告又は業務是正命令とあわせて、甲は直ちに、別紙 6 に定める罰則金の支払請求、構成企業又は協力企業の変更請求、本件契約の全部又は一部の解除を行うことができるものとする。

第 6 章 設計・改修業務にかかるサービス対価

第 1 節 設計・改修業務にかかるサービス対価の支払額及び支払手続

(設計・改修業務にかかるサービス対価の算定)

第 6 7 条 甲は、乙に対し、乙が実施した第3章の業務に対し、別紙7に示す支払期日に、設計・改修業務にかかるサービス対価の総額を分割して支払う。但し、甲は、乙に対し、設計・改修業務にかかるサービス対価の一部又は全部を一括して支払うことができるものとし、その場合、設計・改修業務にかかるサービス対価の総額から当該一括支払額及びこれに対する割賦金利額を控除した残額を別紙7に示す支払期日に、均等分割のうえ支払うものとする。

- 2 設計・改修業務にかかるサービス対価の額は、別紙7に示すとおりとする。

(設計・改修業務にかかるサービス対価の請求及び支払い)

第 6 8 条 乙は、甲から設計・改修業務にかかるサービス対価並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額の支払いを受けるに当たり、別紙7に定める手続に従って、請求書を提出するものとする。

第 2 節 設計・改修業務にかかるサービス対価の見直し等

(想定外の変化に対する設計・改修業務にかかるサービス対価算定方法の見直し)

第 6 9 条 設計・改修業務にかかるサービス対価の算定にあたり、設計・改修業務に

かかるサービス対価の算定根拠である前提条件について、本件契約締結時点において想定困難な変動要素が発生し、又は、前提とする条件に重大な変更が発生した等の場合には、甲及び乙は速やかに協議を行い、設計・改修業務にかかるサービス対価の算定方法の見直しを検討するものとする。かかる協議は、甲又は乙からの申込により実施されるものとし、一方の当事者から申込を受けた場合、他方の当事者は誠意をもって協議に応じるものとする。

- 2 前項の場合のほか、税制の抜本的変更又は本事業にかかる甲の政策の根本的な変更等の事態が生じた場合、甲及び乙は速やかに、設計・改修業務にかかるサービス対価の算定方法、その支払条件等について見直しのための協議を行うものとする。かかる協議において、設計・改修業務にかかるサービス対価の変更が必要な場合には、まず甲及び乙がその積算方法について合意するものとし、合意された積算方法に基づいて設計・改修業務にかかるサービス対価の増加又は減額が相当と認められる場合には、かかる増加若しくは減額を設計・改修業務にかかるサービス対価に反映させるべく協議を行うものとする。
- 3 第1項及び前項の協議において甲と乙が合意に至らないときは、別紙8に従うものとする。

第3節 設計・改修業務にかかるサービス対価の返還

(設計・改修業務にかかるサービス対価の返還)

第70条 甲は、乙の作成した業務結果報告書その他甲が乙の業務実績の確認の基礎とした資料等に虚偽の記載があることが判明した場合、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべき設計・改修業務にかかるサービス対価から当該虚偽記載がなければ甲が減額し得た設計・改修業務にかかるサービス対価に相当する額を減額することができる。

- 2 前項の場合において、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべき設計・改修業務にかかるサービス対価が、当該虚偽記載がなければ甲が減額し得た設計・改修業務にかかるサービス対価の額に不足するときは、乙は、甲に対して、当該不足額を返還しなければならない。

第7章 法令改正等による契約内容の変更等

(法令改正等による契約内容の変更)

第71条 本件契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、本件契約締結日以

後の法令改正等により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知しなければならない。ただし、甲及び乙は、法令改正等により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の通知を受けた場合には、直ちに相手方と協議し、法令等に適合しなくなった業務について、いずれも相手方に発生する損害が最小限となるように契約内容の変更を行うものとする。

(法令改正等による追加費用又は損害の負担)

第72条 本件契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に直接関係する法令改正等によって、乙に追加費用又は損害が生ずる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該損害又は損失の状況を甲に通知しなければならない。

- 2 前項の追加費用又は損害のうち合理的な範囲の追加費用又は損害について、甲はこれを負担する。この場合、乙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。なお、本事業に直接関係する場合以外の法令改正等による乙の追加的費用又は損害については乙の負担とする。

第8章 不可抗力による契約内容の変更等

(不可抗力による契約内容の変更)

第73条 本件契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、本件契約締結日以後の不可抗力により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の通知を受けた場合には、直ちに相手方と協議し、不可抗力により契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるように契約内容の変更を行うものとする。

(不可抗力による追加費用又は損害の負担)

第74条 本件契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力によって、乙に追加費用又は損害が生ずる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該損害又は損失の状況を甲に通知しなければならない。

- 2 不可抗力により本件契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力により本施設等への重大な損害が発生した場合、乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく最大限の努力を行うものとする。

- 3 乙が、前項の最大限の努力を行うことを条件として、甲は、前項の追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、別紙 9 に規定する負担割合に従い負担するものとし、所定の設計・改修業務にかかるサービス対価の支払いを継続する。この場合、乙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 4 法令改正等及び不可抗力が複合して、甲又は乙に追加費用又は損害が生じた場合、甲又は乙それぞれの追加費用又は損害の負担は、追加費用又は損害を生じさせた事由ごとに、追加費用又は損害の発生に与えた影響度合いを算出し、これらを按分した上で決定する。

第9章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

(契約期間等)

- 第75条** 本件契約の契約期間は、神戸市議会の議決によってその効力を生じた日から平成38年3月31日までとする。ただし、契約期間の終了後においても、本件契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本件契約の規定の効力は存続する。
- 2 乙は、本件契約の終了後、1年間は解散手続、清算手続を行うことはできないものとする。

第2節 契約の終了

(甲による契約解除)

- 第76条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なく、本件契約を解除することができる。
- (1) 支払の停止、破産、民事再生手続開始、会社更生若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続が着手されたとき若しくはそのおそれがあるとき。
 - (2) 乙が振り出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
 - (3) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて1か月以上滞納金の支払がなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。
 - (4) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して1か月間（乙が書面をもって説明し、

- 甲が認めた場合にあっては、相当の期間)以上本事業を行わなかったとき。
- (5) 乙の責めに帰すべき事由により、本件契約の履行が不能となったとき。
 - (6) 理由の如何を問わず、布引ハーブ園に関する地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者としての地位を乙が喪失したとき(布引ハーブ園指定管理事業(別表 定義 32)の開始後、当該指定を取り消された場合、本指定管理事業協定書第10条に定める年度協定が締結されなかった場合を含むが、これに限られない)。
 - (7) 理由の如何を問わず、新神戸ロープウェーに関する都市公園法第5条第1項に基づく許可をもたなくなったとき(乙が新神戸ロープウェーに関する許可を取り消された場合を含むが、これに限られない)。
 - (8) 理由の如何を問わず、本指定管理事業協定が終了したとき。
 - (9) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると甲が認めるべき相当の理由があるとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる事由に該当するときは、乙に対し、相当の期間を定めて催告した上で、本件契約を解除することができる。
- (1) 乙が、設計又は改修工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は改修工事に着手せず、甲が理由の説明を求めても当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、工期内に本施設等が完成せず、かつ工期経過後2か月以内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 乙が、業務結果報告書その他甲が乙の業務実績の確認の基礎とした資料等に虚偽の記載があることが判明し、かつ設計・改修業務にかかるサービス対価の返還を行わなかったとき。
 - (4) その他、乙が本件契約又は本件契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により本件契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 3 構成企業が、本件契約の締結に至るまでの一連の手続き(応募を含む)に関して次の各号の一に該当したときは、甲は本件契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、構成企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は構成企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 構成企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (3) 構成企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。

- (4) その他構成企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 4 本件契約が、本施設等が甲に引き渡される前に、第1項、第2項又は第3項の規定により解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに本件土地を本施設等の改修工事着工前の原状に復した上、甲に返還しなければならない。
 - 5 本件契約が、本施設等が甲に引き渡される前に、第1項、第2項又は第3項の規定により解除された場合に、甲が乙に対し本件土地及び本施設等（改修中の施設を含む）の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、本件土地及び改修中の本施設等を解除時における現状のまま、甲に引き渡す。この場合、出来高部分に利用価値がある場合で、かつ甲がこれを利用した場合には、出来高部分の評価額相当額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。
 - 6 甲が、本件契約を、本施設等が甲に引き渡された後に第1項、第2項又は第3項の規定により解除する場合であっても、甲は、本件契約のうち既に甲及び乙がそれぞれ履行済みの部分については解除することができず、甲は、乙に対し、設計・改修業務にかかるサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払うものとし、甲は、その余の設計・改修業務にかかるサービス対価の支払義務を免れる。この場合、乙は、各業務について甲に対し引継ぎを行わなければならない。
 - 7 本件契約が、本施設等が甲に引き渡される前に、第1項又は第2項の規定により解除された場合、乙は、甲の請求に基づき、本件契約解除の違約金として、施設改修費の100分の10を支払うものとする。ただし、甲は、乙が甲に差し入れている第5条の契約保証金又は担保を、当該違約金の全部又は一部に充当することができるものとする。また、甲が、第5項に基づき、出来高部分の評価額相当額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う場合、甲は、乙に対する出来高部分の評価額相当額の支払債務と乙に対して有する上記違約金支払請求権を対当額にて相殺することができる。
 - 8 本件契約が、本施設等が甲に引き渡された後に第1項又は第2項の規定により解除された場合、乙は、甲の請求に基づき、本件契約解除の違約金として、施設改修費の100分の3を、甲の指定する期間内に支払うものとする。
 - 9 前2項の規定は、本指定管理事業協定が本条第1項第6号から第8号の規定により解除された場合で、該当解除事由が、乙の責めに帰すべき事由により生じたものではないと認められる場合は、この限りではない。
 - 10 乙は、本条第1項又は第2項に基づく解除により甲が被った損害額が、第7項又は第8項の違約金の額を上回る場合は、その差額金を甲の請求に基づき支払わなければならない。ただし、甲は、乙が甲に差し入れている第5条の契約保証金又は担保を、当該差額金に先に充当することができるものとし、残額がある場合には違約金に充当することができるものとする。

(独占禁止法違反を理由とする違約金)

第77条 本施設等が甲に引き渡される前に、構成企業が、前条第3項の各号の一に

該当することが発覚したときは、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、甲の請求に基づき、違約金として、施設改修費の100分の10を支払うものとする。ただし、甲は、乙が甲に差し入れている第5条の契約保証金又は担保を、当該違約金の全部又は一部に充当することができるものとする。また、甲が、前条第5項に基づき、出来高部分の評価額相当額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う場合、甲は、乙に対する出来高部分の評価額相当額の支払債務と乙に対して有する上記違約金支払請求権を対当額にて相殺することができる。なお、基本協定書第8条第7項に基づき、構成企業が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。

2 本施設等が甲に引き渡された後に、構成企業が、前条第3項の各号の一に該当することが発覚したときは、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、甲の請求に基づき、違約金として、施設改修費の100分の3を、甲の指定する期間内に支払うものとする。なお、甲と構成企業との間で締結された基本協定書第8条第7項に基づき、構成企業が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。

3 構成企業が、前条第3項に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その発覚が本施設等の引渡し前の場合は第1項の違約金に加えて施設改修費の100分の5の違約金を別途支払うものとし、また、その発覚が本施設等の引渡し後の場合は、第2項の違約金に加えて、施設改修費の100分の2の違約金を別途支払うものとする。なお、甲と構成企業との間で締結された基本協定書第8条第8項に基づき、構成企業が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。

(1) 前条第3項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

(2) 構成企業が甲に前条第3項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

4 乙は、構成企業が、前条第3項の各号の一に該当することが発覚し、これにより甲が被った損害額が、第1項又は第2項の違約金の額（第3項の違約金加わる場合には、その違約金の額を含む。）を上回る場合は、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その差額金を甲の請求に基づき支払わなければならない。ただし、甲は、乙が甲に差し入れている第5条の契約保証金又は担保を、当該差額金に先に充当することができるものとし、残額がある場合には違約金に充当することができるものとする。

(乙による契約解除)

第78条 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日後、2か月を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は甲に改めて書面により本件契約を終了する旨の通知を行い、本件

契約を終了させることができる。

- 2 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、本件契約上の重要な義務に違反し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日後、2 か月を経過しても、なお甲が当該義務の違反を是正しないときは、乙は甲に改めて書面により本件契約を終了する旨の通知を行い、本件契約を終了させることができる。
- 3 第1項及び前項の規定に基づき本件契約が終了した場合、甲は、乙に対し、本件契約の終了により乙が被った損害を賠償する。
- 4 第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が終了した場合において、既に甲に対して本施設等が引渡し済みであるときは、乙は、本件契約のうち既に甲及び乙がそれぞれ履行済みの部分については解除することができないものとし、甲は、乙に対し、設計・改修業務にかかるサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。
- 5 第1項又は第2項に基づき本件契約が終了した場合において、乙が甲に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、乙が甲の定める窓口に預かり証を提出したときは、甲は速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。
- 6 本件契約が、本施設等が甲に引き渡される前に、第1項又は第2項の規定により解除されたときは、乙は甲に対し、本件土地及び本施設等（改修中の施設を含む）を本件契約解除時における現状で引渡すものとし、この場合、甲は、乙に対し、本施設等改修工事の出来高に応じた金額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。
- 7 本件契約が、本施設等が甲に引き渡される前に、第1項又は第2項の規定により解除された場合で、甲が乙に対し、本件土地及び本施設等（改修中の施設を含む）を改修工事着工前の原状に復した上での返還を求めた場合、乙は、これに従うものとする。この場合、甲は、乙に対し、本施設等の改修工事の出来高に応じた金額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払った上で、乙が、本件土地及び本施設等（改修中の施設を含む）を改修工事着工前の原状に復するのに要する合理的な範囲内の費用を負担し、支払方法については乙と協議するものとする。

（任意解除権の留保）

- 第79条** 甲は、理由の如何を問わず、6か月以上前に乙に対して通知した上で、本件契約を解除することができる。ただし、既に本施設等が引渡し済みであるときは、甲及び乙の双方が履行済みの部分については解除することができないものとし、甲は、乙に対し、設計・改修業務にかかるサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。
- 2 前項の規定により甲が本件契約を解除した場合、甲は乙に対して、当該解除により乙が被った合理的な範囲内の損害を賠償するものとする。

- 3 本件契約が、本施設等が甲に引き渡される前に、第1項の規定により解除された場合は、前条第6項及び第7項を準用する。
- 4 第1項に基づき本件契約が終了した場合において、乙が甲に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、乙が甲の定める窓口に預かり証を提出したときは、甲は速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

(不可抗力に基づく契約解除)

- 第80条** 甲及び乙は、不可抗力により相手方の本件契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合、当該業務の履行遅滞及び履行不能を相互に本件契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。
- 2 甲は、本件契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力により本件契約の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議の上、本件契約を解除することができる。
 - 3 前項の定めにより本件契約が解除された場合、解除時に既に甲に対し本施設等が引渡し済みである場合には、既に甲及び乙の双方が履行済みの部分については解除することができず、甲は、本施設等の全部又は一部が不可抗力により滅失し、又は毀損した場合であっても、乙に対し、設計・改修業務にかかるサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。
 - 4 本件契約が、本施設等が甲に引き渡される前に、第2項の規定により解除された場合は、第78条第6項及び第7項を準用する。

(法令改正等が行われた場合等の解除)

- 第81条** 本件契約に別段の定めがある場合を除き、本件契約の締結日以後に法令改正等がなされた場合又は乙の責めに帰すべき事由によらず、許認可等の効力が失われた場合に、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、本件契約を解除することができる。本条に基づき本件契約が解除されたときは、前条第3項及び第4項までの規定を準用する。

(本施設等の本件契約終了時の状態等)

- 第82条** 契約期間満了により本件契約が終了した場合又は甲への本施設等の引渡しが行われた後、契約期間満了前に本件契約が終了した場合、乙は、本施設等を本件契約終了後も継続して供用可能な水準を保った状態で甲に引き継がなければならない。
- 2 乙は前項に定める、本施設等を本件契約終了後も継続して供用可能な水準を保った状態であることについて、甲の承認を得なければならない。
 - 3 甲への本施設等の引渡しが行われた後、契約期間満了前に本件契約が終了した場合、本件契約終了の原因が、第78条に基づくものであって甲の債務不履行により本施設等

について前項に定める水準が保てなかったときは、乙は、第 1 項に定める義務の履行について、甲の債務履行との同時履行を抗弁として主張することができる。

- 4 甲への本施設等の引渡しがなされた後、契約期間満了前に本件契約が終了した場合、本件契約終了の原因が、第 80 条に基づくものであって本施設等の滅失又は毀損を伴うものであるときは、乙は、第 1 項に定める水準を上限として甲が定める水準にまで滅失、毀損部分を修復した状態で甲に引き継げば足りるものとする。
- 5 前項の場合において、当該滅失又は毀損を修復するために要する追加費用については、甲及び乙は、当該追加費用のうち合理的な範囲の追加費用について、別紙 9 に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合、乙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 6 本件契約終了後、甲は、本施設等の検査を行い、当該検査において本件契約に定める水準を満たしていないことが判明した場合には、乙は、乙の責任及び費用において、当該水準に達するまで本施設等の修繕をしなければならない。ただし、本件契約終了の原因が、第 80 条に基づく場合の費用負担は、前項のとおりとする。
- 7 本件契約終了後 1 年以内に、本施設等の状況が本件契約に定める水準を満たしていないことが判明した場合、本件契約に定める水準を満たさない状態となった場合、又は不具合が発見された場合で、それが本件契約に基づいて乙が行った業務（不作為を含む）に起因するときは、乙は、その責任及び費用において、当該水準に達するまで本施設等の修繕をしなければならない。ただし、本件契約終了の原因が、第 80 条に基づく場合の修繕費用の負担は、第 5 項のとおりとする。

（本件契約終了時の引継ぎ等）

第 8 3 条 事業期間の満了により本件契約が終了する場合、乙は、遅くとも事業期間の満了の3か月前から、後任の事業者が本業務を実施するために必要となる十分な引き継ぎ（乙が本事業の実施に当たり作成したパンフレット及びホームページ等の無償での引継ぎを含む。以下、乙の引継ぎ義務につき同じ。）を自ら行い、また、構成企業又は協力企業をして行わせしめなければならない。

- 2 事業期間の満了以外の事由により本件契約が終了する場合、乙は、引継ぎが必要かつ可能となった時点から、合理的な期間（必要な引継ぎが完了するまでは、本件契約の終了後であっても乙は引継ぎ義務を免れない。）、後任の事業者が本業務を実施するために必要となる十分な引き継ぎを自ら行い、また、構成企業をして行わせしめなければならない。
- 3 前2項に規定する引き継ぎのために要する費用は、乙の負担とする。ただし、本件契約が第78条又は第79条に基づき終了した場合で、事業期間の満了によらずして本件契約が終了したことから早期に引継ぎが必要となったことにより乙に追加費用又は損害が生じたときは、当該追加費用及び損害部分は、合理的な範囲内で甲が負担するものとする。

また、不可抗力により本件契約が終了した場合の上記追加費用及び損害は、別紙9に規定する負担割合に従い負担するものとする。

- 4 本件契約が終了する場合、乙は、後任の事業者に対し、鉄道事業法第28条、第32条及び第38条に基づく索道事業を譲渡し、後任の事業者が索道事業の許可を引き継ぐため、必要な協力、手続きを行わなければならない。なお、そのための費用については、前項の規定を準用する。
- 5 乙が、前各項の規定に違反した場合、乙は、甲の請求に基づき、違約金として、施設改修費の100分の3を、甲の指定する期間内に支払うものとする。なお、前各項の規定の違反に基づき、甲が第76条第2項第4号の規定によって本件契約を解除し、乙から、第76条第8項に定める違約金の支払いを受けた場合は、本項の規定は適用されないものとする。
- 6 乙は、乙が前各項の規定に違反したことにより甲が被った損害額が、前項の違約金の額を上回る場合は、その差額金を甲の請求に基づき支払わなければならない。ただし、甲は、乙が甲に差し入れている第5条の契約保証金又は担保を、当該差額金に先に充当することができるものとし、残額がある場合には違約金に充当することができるものとする。

(原状回復義務)

- 第84条** 事業期間の終了に伴い、乙が物販等施設を甲に返還する場合、乙は、物販等施設を原状に回復して返還しなければならない。なお、本条における原状とは、本件契約に基づき、乙が甲から本施設等の引渡を受けた時点での原状を意味するものとするが、第49条第2項の規定に基づき甲が原始的に所有権を取得することとなる什器、備品、設備その他の物及び甲が物販等施設に設置し、備え付け、加工するなどした什器、備品、設備その他の物は、本条に定める原状回復の対象にはならないものとする。また、乙が、物販等施設について改修工事を行った場合、甲は、改修工事が完了した時点を経済的状態として、本項の原状回復を求めることができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、その裁量により、物販等施設を原状回復した上での返還に代わって、物販等施設を現状のまま甲に返還するよう乙に求めることができる。
 - 3 物販等施設の営業・企画等業務を〔物販等施設の運営を担当する企業の名称〕に委託しているときは、乙の責任において〔物販等施設の運営を担当する企業の名称〕を物販等施設から退去させなければならない。
 - 4 第1項の原状回復費用及び〔物販等施設の運営を担当する企業の名称〕の退去費用は、乙の負担とする。
 - 5 甲は、乙が正当な理由なく、相当の期間内に物販等施設を1項に定める状態に回復しないときは、乙に代わって物販等施設の状態を回復することができる。この場合においては、乙は、甲が回復に要した費用を負担しなければならない。

第10章 表明及び保証等

(事実の表明及び保証)

第85条 乙は、甲に対し、本件契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。なお、以下の事実は例示事由であり、本件契約において乙が保証すべき事項がこれに限られるものではない。

- (1) 乙が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、その本店所在地を神戸市内とし、乙の定款に乙が発行する株式は全て会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式とするための規定が設けられており、かつ、本件契約を締結し、また本件契約の規定に基づく義務を履行する完全な権利、能力を有していること。
- (2) 乙が本件契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履践していること。
- (3) 本件契約が、乙の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと。
- (4) 本件契約は、適法、有効かつ拘束力ある乙の債務を構成し、本件契約の規定に従い強制執行可能な乙の義務が生じること。
- (5) 本件契約の締結及び本件契約に基づく義務の履行は、乙に対して適用される全ての法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、乙が当事者であり又は乙が拘束される契約その他の書面に違反せず、また乙に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと。
- (6) 乙の定款記載の目的が、本事業の遂行に限定されていること。
- (7) 本事業に関連する債務を除き、本件契約締結日現在、乙が、いかなる債務（偶発債務を含むが、これに限定されない。また、その履行期の到来如何は問わない。ただし、適用法令に従い、乙に対し賦課される公租公課は除くものとする。）も負担していないこと。
- (8) 乙が、破産又は民事再生手續、会社更生手續若しくは特別清算の開始その他の法的倒産手續開始の申立てをしておらず又は、第三者によるかかる手續の申立てもなされていないこと。
- (9) 乙が、支払不能、支払停止又は債務超過の状態になく、かつ、本事業を行うことによって支払不能又は債務超過の状態に陥るおそれがないこと。
- (10) 乙が、公租公課を滞納していないこと。
- (11) 乙が、その所有する財産に担保権を設定し、又はこれらを担保に供すること

に合意していないこと。ただし、甲が書面により承諾したものはこの限りでない。

(1 2) 債務不履行事由を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起せしめる事実はいずれも存在せず、また、乙の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと。

(1 3) 乙による本事業の遂行に必要であって、本件契約の締結に先立ち乙が取得し、又は、届け出るべき一切の許認可等が適法に取得され、届出が適法に完了し、法的手続が適法に履践され、かつ、かかる許認可等、手続が有効であり、また将来取り消されるおそれがないこと。

(1 4) 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすこととなる訴訟又は行政手続が、裁判所又は政府機関において提起又は開始されておらず、また、乙の知る限りそのおそれもないこと。

(1 5) 本件契約に関し、乙が甲に対して提供した情報が、その情報が提供された時点において、一切の重要な点において真正、完全かつ正確であること。現在甲に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、乙を本事業の実施者とすることを検討している者の決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を乙が認知していないこと。

2 甲は、乙に対し、本件契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

(1) 甲が本件契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び内部規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。

(2) 本件契約は、適法、有効かつ拘束力ある甲の債務を構成し、本件契約の規定に従い強制執行可能な甲の義務が生じること。

(3) 本件契約の締結及び本件契約に基づく義務の履行は、甲に対して適用される全ての法令及び内部規則に違反せず、甲が当事者であり又は甲が拘束される契約その他の書面に違反せず、また甲に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと。

(4) 甲による本件契約上の債務不履行を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起せしめる事実はいずれも存在せず、また、甲の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと。

(5) 平成 [] 年 [] 月 [] 日に開催された市議会において、本件契約を締結するために必要な債務負担行為の議決がなされたこと。

(6) 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすこととなる訴訟又は行政手続が、裁判所又は政府機関において提起又は開始されておらず、また、甲の知る限り、そのおそれもないこと。

(7) 本件契約に関し、甲が乙に対して提供した一切の情報が、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在

乙に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を甲が認知していないこと。

- (8) 本件土地の境界については、隣接する土地の所有者又は占有者との間において、訴訟、調停、仲裁その他の法的手続又は紛争解決手続は一切存在せず、隣地の所有者又は占有者から、境界につき、何らのクレーム、異議、不服又は苦情の申入れはなく又は、かかる申入れのおそれは存在しないこと。本件土地に対する隣接地及びその建物又は構造物による不法な侵害は存在しないこと。

(遵守事項等)

第86条 乙は、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 乙が、会社法に基づき有効に存続する株式会社であり、その本店所在地を神戸市内とし、乙が既に発行し、又は発行する株式が、全て会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式会社である状態を維持し、また本件契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力を有している状態を維持すること。
- (2) 乙が本件契約に基づき行うことのある意思表示及び通知につき、法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践すること。
- (3) 本件契約に基づき行うことのある意思表示及び通知につき、乙の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人によって、これを行うこと。
- (4) 乙が、支払不能、支払停止又は債務超過でない状態を維持すること。
- (5) 甲から指名停止の処分を受けている法人等と委託契約、請負契約その他の契約を締結しないこと。
- (6) 本件契約に関し、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を甲に対して提供すること。
- (7) 下記書類その他甲が指定した書類等を作成又は締結後速やかに甲に提出し、報告を行うこと。ただし、アの書類は、本件契約に定められた日までに甲に提出しなければならない。
- ア 報告、通知、届出、各種計画書（別表 定義8）、年次報告書、その他本件契約に基づき乙が提出すべき書類。
- イ 本事業の遂行に関し、構成企業、協力企業、構成企業又は協力企業からの再委託先又は再請負人から乙が受領した一切の重要な情報又は資料（各業務にかかる日報、週報及び月次報告書の写しを含む。）。
- ウ 業務の進捗状況等本事業又は乙に関する情報であって、随時甲が合理的に請求する書類又は資料。
- (8) 甲に対し、次に掲げる事実を知った後直ちにこれを通知すること。
- ア 債務不履行事由、その他乙による本件契約違反。

- イ 乙と構成企業又は協力企業との間の契約違反あるいは構成企業又は協力企業とその再委託先、再請負人との間の重大な契約違反。
 - ウ 乙が当事者となっているその他の契約における乙の重大な契約違反。
 - エ 新神戸ロープウェーの利用者から施設、乙若しくは構成企業、協力企業等（構成企業からの再委託先又は再請負人を含む。）又はこれらの職員に関し、要望、苦情等を受けたこと。
 - オ 乙の商号、住所、代表者、役員、届出印鑑その他甲に届け出た事項についての変更。
 - カ 乙に対する訴訟若しくは行政手続の提起若しくは係属、又はそのおそれのある事実。
 - キ 構成企業、協力企業、構成企業又は協力企業からの再委託先又は再請負人に対する甲による業務停止又は指名停止の事実
 - ク 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更。
 - ケ その他乙又は本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす事実。
 - コ 時の経過により、上記アからケのいずれかに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生。
- (9) 事業者提案等の記載及び本件契約締結前後を問わず甲と乙との間でなした書面による合意に従いその義務を履行し、かつ、これに基づく権利を適宜行使すること及び善管注意義務をもって本事業を遂行し、本事業の遂行に必要な資産を維持管理すること。
- (10) 事業者提案等に記載された一切の内容及び本件契約締結後を問わず、甲と乙との間でなした書面による合意の一切を遵守し、履行すること。
- (11) 随時、適切な構成企業、協力企業、構成企業又は協力企業からの再委託先又は再請負人との間で、本事業の遂行に必要な諸契約を有効に維持し、必要に応じて、かかる契約を更新、変更又は解除すること。
- (12) 本事業を遂行するために必要な法的手続を履践し、許認可等を取得又は完了し、本事業の期間中その効力を維持し、必要な場合には適宜これを変更又は更新すること。
- (13) 第53条第1号に定めるロープウェー運行业務に関し、財団法人神戸市都市整備公社から鉄道事業法第28条、第32条、第38条に基づく新神戸ロープウェーに関する索道事業の譲渡を受け、索道事業の許可を引き継ぐための申請その他必要な手続きを行った場合、甲に対し、かかる申請等を証する書面を速やかに提出すること。
- (14) 本件契約に従い、各種保険契約を締結し、維持すること又は、構成企業、構成企業又は協力企業からの再委託先又は再請負人をして各種保険契約を締結せしめ、維持せしめること。
- (15) 適用法令を全て遵守すること。

- (16) 乙に課される公租公課を納付期限までに支払うこと。
 - (17) 補助金その他の財政上、金融上の支援の申請に関し、甲に協力すること。
 - (18) 取締役その他の役員を変更した場合には、甲に通知を行うこと。
 - (19) 業務担当者及び各業務の責任者を変更する場合、甲に対し、必要な通知又は承認申請を行うこと。
 - (20) 第3項又は第4項の規定に従い通知を行い又は、株主をして行わせ、かつ新たに株主となった者から別紙11の様式の誓約書を提出せしめること。
- 2 乙は、事業期間中、以下の各号に掲げる行為を行わないものとする。ただし、甲が別途書面により承諾した場合にはこの限りではない。
- (1) 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある第三者との合併又は業務提携。
 - (2) 本件契約上の地位及び権利義務の譲渡又はこれらに対する担保権設定その他の方法による処分。
 - (3) 定款記載の目的の範囲外の行為を行うこと又は本事業以外の事業の遂行。
 - (4) 定款記載の目的の変更。
 - (5) 破産又は民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始その他の法的倒産手続開始の申立て。
- 3 乙は、株式又は新株予約権を発行しようとするときは、甲に対し、事前に書面によりその旨の通知を行う。
- 4 乙は、事業期間開始時の株主及び事業期間開始後新たに乙の株主となった者から、別紙12の様式の誓約書を速やかに徴求し、甲に提出する。
- 5 甲は、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守することを確認する。
- (1) 甲が本件契約に基づき行うことのある意思表示及び通知につき、法令及び内部規則上要求されている授權その他一切の手続を履践すること。
 - (2) 本件契約上の甲の債務を履行するために必要な一切の措置を講じること。
 - (3) 本件契約に関し、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を乙に対して提供すること。
 - (4) 本件契約締結日現在乙に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を甲が認知した場合には、直ちに乙に通知すること。
 - (5) 本件土地の境界について、隣接する土地の所有者若しくは占有者との間における、訴訟、調停、仲裁その他の法的手続若しくは紛争解決手続、隣地の所有者若しくは占有者からのクレーム、異議、不服若しくは苦情の申入れ又は、本件土地に対する隣接地及びその建物若しくは構造物による不法な侵害を認識した場合には、直ちに乙に通知すること。
 - (6) 乙が本件土地を本事業に使用するために必要な事務を行うこと。
 - (7) 本件契約締結後10日以内に、乙に対し、本件契約締結のための債務負担行為の議

決を証する書面を提出すること。

(8) 布引ハーブ園に関し、甲から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づく指定管理者としての指定を受けるための申請を行った場合、乙に対し、かかる申請を証する書面を速やかに提出すること。

(9) 乙に対し、本事業又は甲に関する情報で、随時乙が合理的に請求する書類又は資料を提出し、報告を行うこと。

(10) 乙に対し、次に掲げる事実を知った後直ちにこれを通知すること。

ア 債務不履行事由。

イ 第85条第2項に規定する表明及び保証にかかる不実が判明したこと。

ウ その他甲による本件契約違反。

エ 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更。

オ 時の経過又は通知により、上記アからウに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生。

第11章 その他

(公租公課)

第87条 本件契約に関連して生じる公租公課は、設計・改修業務にかかるサービス対価にかかる消費税及び地方消費税を除き、全て乙の負担とする。

(遅延損害金)

第88条 甲が本件契約に基づいて履行すべき設計・改修業務にかかるサービス対価その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額を乙に対し遅延損害金として支払う。

2 乙が本件契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、遅延した支払額について、神戸市契約規則第33条第1項に定める割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第89条 甲及び乙は、相手方が本件契約上の義務に違反した場合は、本件契約に定めのある場合のほか、当該違反により被った損害の賠償をその内訳及びこれを証する書類を添えて、相手方に請求することができる。

2 前項のほか、乙の故意又は過失により、甲が本施設及び本施設等につき実施する業務に関して損害が生じた場合で、かかる損害と乙の行為（不作為を含む）との間に相当

因果関係が認められるときは、甲は、乙に対し、当該損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲が乙に対し第1項の損害賠償を行う場合の支払時期は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条の規定に従う。

(保険契約)

第90条 乙は、乙の費用負担の下に、損害保険会社等との間で、甲の承諾する別紙10の1及び2に記載する内容の保険契約を締結し、別紙10の1及び2に定める呈示期限に従って、甲に対し当該保険証券を呈示するとともに、真正証明文言を付した当該保険証券の写しを交付するものとする。

- 2 乙は、別紙10の1及び2に各々定める保険期間中、前項の保険契約を維持しなければならない。
- 3 甲は、乙が第1項の保険契約の一部又は全部を締結しないときは、自ら保険契約を締結することができる。この場合、甲は乙に対し、当該損害保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。
- 4 保険金の請求は、第1項の場合は乙、前項の場合は甲が行うものとし、甲及び乙は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。

(著作権等)

第91条 甲は、本件契約に別段の定めがある場合を除き、乙から本事業に関して甲に提出される書類等のうち、乙のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は、乙に属することを認める。

- 2 甲は、新神戸ロープウェイの運営、維持管理に関する事業（本事業を含むがこれに限られない。）の遂行の目的で使用する場合に限り、事業期間中及び事業期間終了後、自ら使用し、又は、第三者にこれを使用させ、あるいは公開する場合を含め、前項の乙の著作権の対象となる書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、本事業に関して市民、議会等への報告等のために必要な場合には、前項の乙の著作権の対象となる書類等の内容の全部又は一部を乙の許可を要することなく使用、公表できるものとする。なお、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）に基づき、請求を受けた場合には、第97条第2項の規定に従うものとする。
- 3 前項の場合、甲は、新神戸ロープウェイの運営、維持管理に関する事業（本事業を含むがこれに限られない。）の遂行のために必要な範囲で、第1項の乙の著作権の対象となる書類等は無償で複製、翻案、改変することができるものとし、乙は、これを予め承諾し、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。
- 4 乙は、甲から本事業の推進に関して乙に提出される書類等のうち、甲のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は甲に属することを認める。

- 5 乙は、本事業の遂行の目的で使用する場合に限り、前項の甲の著作権となる書類等の内容を無償で使用できるものとするが、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、甲の承諾を得なければならないものとする。
- 6 本事業の推進に関して共同して作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについても、第2項及び第3項の規定に従うものとする。
- 7 甲及び乙は本件契約の効力消滅後においても第1項から前項の規定に従うものとする。

(特許権等)

第92条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、当該第三者から承諾を得た上でこれを使用するものとし、第三者との間で当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、乙において、甲が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。

- 2 前項の紛争により、甲が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、乙が自らの責任及び費用において、甲に代わりこれを履行するものとする。

(資金調達)

第93条 乙は、本事業に関する資金調達を全て自己の責任において行う。

- 2 甲は、本事業に関して、乙に対して補助、出資、債務保証その他の財務上又は金融上の支援を行わない。
- 3 甲及び乙は、本事業に関して、国の補助金その他の財政上又は金融上の支援が受けられる可能性があるときは、その対応につき、協議その他の協力を行う。

(契約上の地位の譲渡)

第94条 乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、本件契約上の地位又は権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(検査、監査及び調査等への協力)

第95条 乙は、国、県及びその他の第三者から甲が受ける、若しくは甲が自ら実施する、一切の検査、監査、調査、議会への報告及び議会による調査、その他法令に基づく検査、調査又は報告等に協力する義務を負う。

(融資機関との協議)

第96条 甲は、乙からの要請があった場合には、融資機関との間において、甲が本件契約に基づき乙に損害賠償を請求し若しくは本件契約を終了させる際の融資機関への事

前通知又は協議に関する事項につき協議し定めるものとする。

(秘密保持・個人情報保護等)

第97条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し、また、本件契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本件契約締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開示した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (5) 甲が神戸市情報公開条例に基づき開示を求められた場合
- (6) 当事者の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー、出資者（別表 定義 27）、構成企業及び協力企業に守秘義務を課して開示する場合
- (7) 乙が本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合
- (8) その他法令に基づき開示する場合

2 甲が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、甲において当該請求の内容が、同条例第10条及び第11条の非公開とされるべき情報にあたると思慮するときは、甲は乙に対して、その旨を通知するものとし、乙は甲に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に甲に示し、甲に協議を求めることができるものとする。

3 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び帳票資料等に記載された個人情報（別表 定義17）並びに当該情報から乙が作成した個人情報（以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び神戸市個人情報保護条例（平成9年条例第40号）を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。

4 前項に定めるほか、乙は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、甲の指示に従うものとする。

5 乙は、乙の役員、従業員、乙の代理人及びコンサルタント、出資者、又は本事業に関連して乙に資金を提供している金融機関に対し、第1項及び第3項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

6 乙は、委託契約又は請負契約において構成企業及び協力企業に第1項、第3項及び第4項に定める乙の義務と同様の義務を課すとともに、構成企業及び協力企業をして、構成企業及び協力企業からの再委託先又は再請負人にも委託契約又は請負契約において同様の義務を課させるものとし、構成企業、協力企業、構成企業から再委託先又は再請負人

をして、甲に対し当該義務を負う旨の別紙13の様式の誓約書を差し入れさせる。

- 7 本条に定める乙の義務は、本件契約終了後も存続する。また、乙の役員、従業員、乙の代理人及びコンサルタント、出資者、又は本事業に関連して乙に資金を提供している金融機関などがその地位を失った場合であっても、乙は、これらの者に対する守秘義務の遵守義務を免れない。

第12章 雑則

(通知)

第98条 本件契約に定める甲と乙間の請求、通知、報告、申出、届出、説明、承諾、勧告及び催告は、相手方に対する書面をもって行い、以下に記載された当事者の名称、住所宛になされるものとする。ただし、他の方法によることにつき、甲と乙で合意した場合を除く。

甲 住所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
名称 神戸市

乙 本店所在地
商号 [SPCの名称を記載]

- 2 乙がその名称又は住所を変更した場合は甲に対して、甲がその名称又は住所を変更した場合は乙に対して、各々その変更内容を通知しなければならない。
- 3 甲及び乙は、前項に定める通知を行わない場合には、その不到達をもって相手方に対抗することができないものとする。

(見学者対応等)

第99条 乙は、事業期間中に見学者が来訪したときは、甲の合理的な要請に従い、見学者の見学に協力するものとする。

(協議事項)

第100条 本件契約、募集要項等若しくは事業者提案等に規定された手続の詳細若しくは解釈について疑義が生じた事項又は本件契約、募集要項等若しくは事業者提案等に規定のない事項については、甲及び乙誠実に協議の上、これを定めるものとする。

- 2 前項の協議において甲と乙が合意に至らないときは、甲がその詳細等を定めるものとする。

(準拠法等)

第101条 本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本件契約の履行に関して甲及び乙の間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- 3 本件契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 本件契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 本件契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び会社法（平成17年法律第86号）が規定するところによるものとする。

(管轄裁判所)

第102条 本件契約に関する紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

別紙 1 事業計画敷地位置図

本件契約締結時に、本件土地の所在を示す図面を添付する予定である。

別紙2 日程表

本事業における事業日程は、以下のとおりとし、詳細は乙の提案を踏まえて、甲と乙で協議し、甲が決定する。

事業契約の効力発生	神戸市議会の議決のあった日
本施設及び本施設等の維持管理・運営業務開始	平成22年4月1日
本施設の改修工事	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間のうちのいずれかとし、提案に応じて契約締結時まで確定する。
本施設等の引渡日	平成 年 月 日
本施設等の再開業日	平成 年 月 日
事業期間の満了	平成38年3月31日

別紙 3 設計業務及び改修業務による成果物

別紙 4 本施設及び本施設等の営業時間・休業日

別紙5 維持管理・運営業務モニタリングの方法

運営・維持管理業務等に関するモニタリングは、モニタリング項目の履行状況の計測・確認等を乙が行い、その結果を甲に月次報告書等において報告し、甲が報告内容を確認する方法をとる。

1. 運営・維持管理業務等に関するモニタリングの方法

(1) 定期モニタリング

甲は、乙が第15条第4項に基づき月に1回作成し、提出する月次報告書を確認する。さらに、甲は、乙が第15条第4項に基づき四半期ごとに作成し、提出する四半期報告書を確認し、モニタリングの結果を乙に通知する。甲は、必要に応じて本施設及び本施設等の巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。なお、定期モニタリングの実施のため、甲及び乙が要した費用については、各々が自己で負担する。

(2) 随時モニタリング

甲は、必要と認めるときは自らの費用負担において随時にモニタリングを実施するものとする。その際、甲は、必要に応じて乙が第15条第4項に基づき毎日作成する日報を確認するほか、自らの費用負担において本施設等の巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

随時モニタリングの実施にあたっては、甲は乙の業務に支障がでないよう配慮し、乙は業務に支障が出ない範囲で協力を行うものとする

(3) 説明要求及び立会い

甲は、本施設及び本施設等の運営・維持管理業務等について、運営・維持管理期間中、乙に事前に通知した上で、乙に対して説明を求め、又は本施設及び本施設等においてその運営・維持管理業務等の状況を立会いの上、確認することができる。乙は、当該説明及び確認の実施については、業務に支障が出ない範囲で最大限の協力を行うものとする。

なお、甲は、前各号及び本号に定める説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、本施設及び本施設等の運営・維持管理業務等の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

2. モニタリングの項目

(1) モニタリング項目の決定

(モニタリング項目については、事業者選定後、甲乙協議により決定するものと

する。

ただし、モニタリング項目には、少なくとも「表：運營業務に関する必須モニタリング項目」、「表：維持管理業務に関する必須モニタリング項目」に示す必須モニタリング項目を含むものとする。なお、かかる必須モニタリング項目の内容が、モニタリング項目に実質的に含まれているのであれば、各モニタリング項目の区分の別や分類の整理については、事業者選定後、甲の承諾を得て変更できるものとする。）

(2) モニタリング項目の見直し

モニタリング項目については、甲が乙と協議のうえ決定した場合のみ可能とする。なお、かかる見直しは、事業年度ごとの見直しとし、年度途中での見直しは行わない。（ただし、モニタリングの結果を踏まえて、業務方法及び業務水準・業務範囲の変更が行われた場合で、甲乙協議により年度途中においてモニタリング項目の追加・修正を行うことに、合意が得られた場合についてはこの限りではない。）

モニタリング項目の見直しを行う場合、当該事業年度の開始する60日前までに甲乙の協議を終了するものとする。また、見直し後のモニタリング項目は、本件契約第15条第1項に定める実施計画書にて記載する。

(3) ペナルティポイント

各モニタリング項目が未達成の場合、未達成であるモニタリング項目ごとにペナルティポイントが半期（毎年4月1日から9月30日までの前半期及び10月1日から翌年の3月31日までの後半期）にわたり加算され、甲は、ペナルティポイントに応じて乙に対する対応措置をとる。

（なお、各モニタリング項目に対するペナルティポイントの配点は、各モニタリング項目の重要度を勘案しながら、事業者選定後、甲が乙と協議のうえ決定する。）

<表：運營業務等に関する必須モニタリング項目（案）>

項目	モニタリング内容	区分	ペナルティ ポイント
■必須モニタリング項目			
①利用者数	・事業者提案による想定利用者数が確保されている （実際の利用者数／想定利用者数の比率により評価）	－	
②広報・マーケティング	・事業者提案と同等の、集客に向けた施設のPR・広報が実施されている	A	
	・利用者特性・ニーズを把握している	B	
	・利用者の意見を把握し、業務改善、営業企画の効率化、集客力の向上等に努めている	B	
	・ハープ園事業との連携した一体的なプロモーション、サービス提供が企画・実施されている	B	
③運行管理	・予定の営業時間・営業日数が守られている	A	
	・事業者提案に基づく運営体制が確保されている	B	
	・搬器・機器の運転状況の監視と共に、乗降客の状況、気象情報を把握し、安全かつ快適な運行状態が確保されている	A	
④地域連携	・市内の観光施設との連携が行われている	B	
⑤クレーム	・利用者及び住民等からのクレームに適切に対応している	A	
	・正当なクレームに対しては、再発を防ぐための措置がとられている	A	
⑥故障・事故等	・利用者や従業員、近隣住民の人命や身体の安全確保が可能な体制が構築されており、事故発生が防止されている	S	
	・故障・事故等が発生した場合に、適切な対応（迅速な復旧措置、二次災害防止措置、関係機関への連絡調整等）が可能な体制が構築されている	A	
	・故障・事故等の発生後、原因把握、措置内容等を正確に記録し、再発防止に努めている	A	
	・盗難等の犯罪を防ぐため、適切な対応がなされている	A	
⑦法令遵守/コンプライアンス	・運營業務等に関する法令を遵守している	A	
	・個人情報管理等が徹底している	A	
⑧モニタリング対応	・是正勧告に対し、適正な改善がなされている	A	
⑨報告	・月次報告書等における日常の記録、報告が、正確に遅滞なく行われている	A	
	・記録等が適切に保管されている	B	
	・虚偽の記載がされていない。	S	
■事後協議モニタリング項目			
・・・	・・・		
・・・	・・・		
・・・	・・・		

- S：利用者の安全や利便性、本事業の継続性、事業目的、甲乙の信頼に対して、致命的な影響を及ぼす可能性のある事項
- A：利用者の安全や利便性、本事業の継続性、事業目的、甲乙の信頼について、極めて重大な影響を及ぼす可能性のある事項
- B：利用者の安全や利便性、本事業の継続性、事業目的、甲乙の信頼について、重大な影響を及ぼす可能性のある事項
- C：現時点では影響が比較的軽微であるが、放置できない事項
- －：モニタリングの対象として甲に報告する義務はあるが、未達成であっても乙へのペナルティを課さない項目

<表：維持管理業務等に関する必須モニタリング項目（案）>

項目	モニタリング内容	区分	ペナルティポイント
■必須モニタリング項目			
①建物	・要求水準書等で定められた所用の性能及び機能を保っている	A	
	・維持管理計画にもとづき、適切な修繕・検査・点検を行う	A	
	・漏水、変形、損傷、摩耗、さび等により、日常の使用に支障をきたさない	A	
②設備	・要求水準書等で定められた所用の性能及び機能を保つ	A	
	・維持管理計画にもとづき、適切な修繕・検査・点検を行う	A	
	・漏水、変形、損傷、摩耗、さび、故障等により、日常の使用に支障をきたさない	A	
③外構	・外構設備・舗装材等の破損等に迅速に対応し、利用者の安全を確保している	B	
	・植栽や工作物に対する適切な維持管理により、近隣に悪影響を及ぼさない	A	
④清掃	・適切な日常清掃により、心地よく衛生的な環境が保たれている	B	
⑤防犯	・無許可立ち入りの制限、施設の戸締まり、鍵の管理等の防犯対策を適切に実施している	A	
	・不審物、不審者に対しては、警察への通報等の適切な処置をとる	A	
⑥防災	・防災機器、避難経路を適切に確保し、正確に表示する	S	
	・事故・火災等が発生した場合、あるいは発生のおそれがある場合には初期措置を講じ、関係機関に通報する	S	
	・事故・火災等に備えた防災計画を策定し、適宜更新する	S	
⑦法令遵守	・定期点検、防火管理者、避難訓練など、維持管理業務等に関する法令等で定められた義務や基準を遵守している	S	
⑧モニタリング対応	・是正勧告に対し、適正な改善がなされている	A	
⑨報告	・修繕、検査等の記録・報告が、正確に遅滞なく行われている	A	
	・図面、記録等が適切に保管されている	B	
	・虚偽の記載がされていない。	S	
■事後協議モニタリング項目			
・・・	・・・		
・・・	・・・		
・・・	・・・		

- S：利用者の安全や利便性、本事業の継続性、事業目的、甲乙の信頼に対して、致命的な影響を及ぼす可能性のある事項
- A：利用者の安全や利便性、本事業の継続性、事業目的、甲乙の信頼について、極めて重大な影響を及ぼす可能性のある事項
- B：利用者の安全や利便性、本事業の継続性、事業目的、甲乙の信頼について、重大な影響を及ぼす可能性のある事項
- C：現時点では影響が比較的軽微であるが、放置できない事項
- ー：モニタリングの対象として甲に報告する義務はあるが、未達成であっても乙へのペナルティを課さない項目

3. モニタリングによる改善

(1) 業務方法の変更

甲又は乙が、第 64 条の規定により、業務方法の変更手続きを行う場合には、乙が書面にて業務方法変更提案書案を作成し、甲乙協議により決定する。

なお、甲乙間で合意された業務方法変更提案書に基づき、乙は業務計画書等の修正を適宜行い、甲の承諾を得るものとする。

(2) 業務水準又は業務範囲の変更

甲又は乙が、第 65 条の規定により、業務水準又は業務範囲の変更を行う場合には、乙が書面にて業務水準又は業務範囲変更提案書案を作成し、甲乙協議により決定する。

なお、甲乙間で合意された業務水準又は業務範囲変更提案書に基づき、乙は業務計画書等の修正を適宜行い、甲の承諾を得るものとする。

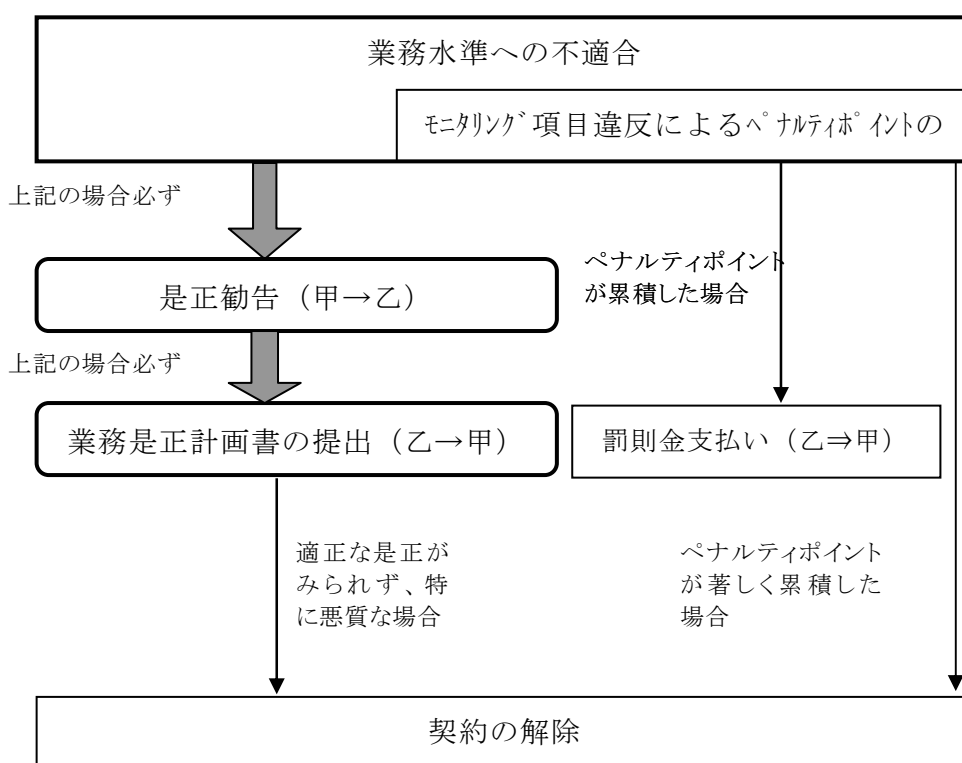
別紙6 モニタリング等による是正手続き

1. 運営・維持管理業務等が業務水準に適合していない場合の措置

(1) モニタリング結果活用の流れ

甲と乙は、モニタリングの結果を基に、利用者に提供するサービスの質の向上を図るべく協議を行うものとする。

甲は、乙による本施設及び本施設等の運営・維持管理業務等の実施状況が業務水準に適合していないことが判明した場合、その内容に応じて、是正勧告、罰則金の支払、契約の解除（以下「モニタリング措置」とする。）を実施することができる。



(2) ペナルティポイントの算出

① ペナルティポイントの算出

乙によるサービスが別紙5に示すモニタリング項目のいずれかを達成していないと甲が判断した場合には、未達成であるモニタリング項目に示されたペナルティポイントを、その時点で乙に累積されているペナルティポイントに加算する。

なお、乙に加算されたペナルティポイントは半期の間におわたって累積していくものとするが、半期終了時には、是正されたモニタリング項目に対応するペナルティポイントはリセットされるものとする（各半期の開始時点の乙のペナルティポイントは、その半期開始時点で是正されていないモニタリング項目のペナルティポイントの累積値となる。）。

② 再発によるペナルティポイントの加算

乙が、1年以内に同じモニタリング項目を未達成であった場合には、該当するモニタリング項目のペナルティポイントの2倍の点数（通常の場合に加算される点数も含む）が加算されるものとする。

例：同一のモニタリング項目違反（ペナルティポイント2点とする）が、同一半期の中に2回生じた場合のペナルティポイント

$$(1 \text{ 回目} : 2 \text{ 点}) + (2 \text{ 回目} : 4 \text{ 点}) = 6 \text{ 点}$$

(3) モニタリング措置

① 是正勧告

(ア) 是正勧告の実施

甲は、乙による本施設及び本施設等の運営・維持管理業務等の実施状況が業務水準に適合していないことが判明した場合には、乙から説明を求める機会を設け、是正期間を示した上で、乙に対して当該事項の是正を勧告する。

(イ) 業務是正計画書の作成及び提出

乙は、甲から是正勧告を受けた場合には、是正勧告を受けた日から1週間以内に業務是正計画書を作成して甲に提出し、甲が定めた是正期間内に当該事項を改善するものとする。

なお、業務是正計画書には、少なくとも業務是正の目的、現状、是正内容、是正方法、スケジュールを明記するものとする。

② ペナルティポイントの累積による罰則金の支払及び契約の解除

(ア) ペナルティポイントとサービスの提供状況の関係

乙に求められる業務水準を100%とし、それを下回る場合には、ペナルティポイントとサービスの達成率、提供状況について以下のように定める。

(なお、具体的なペナルティポイントとサービスの達成率、提供状況の決定方法については、乙の提案内容にもとづき、甲と乙が協議を行った上で、甲が定めるものとする。)

ペナルティポイントの半期累積値	サービスの達成率	サービスの提供状況
0点	100%	業務水準が満たされている
20点	80%	業務水準が達成されていない事項があるが、本事業への影響は軽微である。
50点	50%	業務水準が達成されていない事項があり、本事業に影響を与えている。または、軽微な業務水準の未達が反復・継続的に起こっている。
100点	0%	本事業の実施に著しい影響を与えている

(イ) ペナルティポイントによる罰則金の算定等

甲は、毎半期末時点における乙のペナルティポイントの累積値に応じて、設計・改修にかかるサービス対価に対して下記に定める割合の罰則金の支払いを乙に求め、乙は、直ちにこれを支払う。また、甲は、乙のペナルティポイントの累積値が41点以上の場合は、下記の定める罰則金の支払いを求めるとともに、契約の解除を行うことができる。

ペナルティポイントの半期累積値	ペナルティポイントに応じた措置内容
0点～10点	0%（本事業への影響は極めて軽微とみなし、罰則金は発生しない）
11点～20点	ペナルティポイント1点につき、0.2%の罰則金支払い。 （例：20点の場合、4%の罰則金支払い）
21点～40点	ペナルティポイント1点につき、0.4%の罰則金支払い。 （例：40点の場合、16%の罰則金支払い）
41点～60点	ペナルティポイント1点につき、0.6%の罰則金支払い。 （例：60点の場合、36%の罰則金支払い） 及び特に悪質な場合には契約解除。
61点～100点	点数にかかわらず60%の罰則金支払い。 及び契約解除。

別紙7 設計・改修業務にかかるサービス対価の算定方法、支払方法等

本事業において、乙から提供される設計・改修業務にかかるサービスの対価として甲が支払うサービス対価の内容、支払い方法についての骨子は、以下のとおりとし、乙の提案を踏まえて、本件契約締結後に、甲と乙で協議し、甲が決定する。

1 支払いの対象

甲は、設計・改修業務にかかるサービス対価を乙に支払う。

このサービス対価は「調査・設計・改修・工事監理業務に係る費用の一部（初期投資に係る総額の一部）」及び「割賦手数料（金利）」から構成される。割賦手数料算定における金利発生基準日は平成23年4月1日とする。

2 支払い方法

甲は、乙に対して、以下に示す支払期日に、設計・改修業務にかかるサービス対価の総額を分割して支払う（（1）参照）。

ただし、甲は、乙に対して、設計・改修業務にかかるサービス対価の一部又は全部を一括して支払うことができるものとする（（2）（3）参照）。

（1）設計・改修業務にかかるサービス対価の総額を分割して支払う場合

改修工事の終了後、設計・改修業務にかかるサービス対価の総額を運営期間にわたって割賦方式（元利均等方式による均等割）にて支払うものとする。

支払いの期間は、平成23年度から平成37年度までの15年間とし、各年度において前期・後期の2期に分け支払うものとする（支払い回数の合計は30回とする。）。

支払いの時期は、各年度の前期支払い分は当該年度の11月末日までに、各年度の後期支払い分は翌年度の5月末日までに支払うものとする。

（2）設計・改修業務にかかるサービス対価の総額を一括して支払う場合

平成21年度分として調査・設計業務に係る費用に対する金額を、平成22年度分として改修・工事監理業務に係る費用に対する金額を、それぞれ各年度の出来高に即して支払うものとする。この際、サービス対価のうちの「割賦手数料（金利）」は支払わないものとする。支払いの時期は、各年度支払い分は翌年度の5月末日までに支払うものとする。

（3）設計・改修業務にかかるサービス対価の総額の一部を一括して、残部を分割して支

払う場合

「調査・設計・改修・工事監理業務に係る費用の一部（初期投資に係る総額の一部）」の一部を、平成21年度分および平成22年度分として、それぞれ支払うものとする。この際、サービス対価のうち、一括支払い分に対する「割賦手数料（金利）」は、支払わないものとする。支払いの時期は、各年度支払い分は翌年度の5月末日までに支払うものとする。

設計・改修業務にかかるサービス対価の総額から、一括支払い分（平成21年度分、平成22年度分）を除いた金額については、支払いの期間は、平成23年度から平成37年度までの15年間とし、各年度において前期・後期の2期に分け支払うものとする。

（支払い回数の合計は30回とする。）支払いの時期は、各年度の前期支払い分は当該年度の11月末日までに、各年度の後期支払い分は翌年度の5月末日までに支払うものとする。

3 割賦手数料の算定方法

割賦手数料は、平成23年4月1日以降に発生するものとする。また、割賦手数料は、基準金利と応募者が提案するスプレッド（固定）の合計とし、基準金利は、ロープウェー施設の引渡日における午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T. S. R）としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース15年物（円／円）金利スワップレートとする（金利計算方法は両端入れとする。なお、割賦手数料（金利）分に消費税は係らないことに留意すること。）

別紙 8 設計・改修業務にかかるサービス対価の見直し方法

1 合意がなされない場合の甲による決定

第69条第1項及び第2項の協議において甲と乙が合意に至らない場合、甲が設計・改修業務にかかるサービス対価の変更の可否、及び変更する場合は合理的な範囲で変更後の設計・改修業務にかかるサービス対価を決定し、乙に通知する。

2 設計・改修業務にかかるサービス対価の変更に伴う、乙による業務方法の変更若しくは構成企業、協力企業の変更

前2項の規定により、甲と乙が合意し、又は合意が成立しない場合に、甲が乙に変更後の設計・改修業務にかかるサービス対価を決定し、乙に通知した場合、乙は、業務水準及び事業者提案等を逸脱しない範囲で、業務方法の変更若しくは構成企業及び協力企業の変更を行うことができる。この場合の手続は、それぞれ第64条第2項、第65条第2項に従うものとする。

別紙 9 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合

事業期間中において、不可抗力事由が生じ、これにより乙に発生した合理的な追加費用又は損害については、施設改修費の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。また、事業期間中に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ乙に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額を全て合計した上で施設改修費（ただし、別紙 8 による改定を考慮した金額とする。）の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、甲又は乙が別紙 10 の 1（乙に付保が義務付けられている保険契約）に記載する保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、甲が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

別紙 10 の 1 乙が付保を義務付けられている保険契約

乙が付保を義務付けられている保険契約は、下記のものとする。乙は、事業期間中、次の要件を満たす保険に加入し、又は構成企業、協力企業をして、加入させなければならない。なお、契約内容の詳細は、事業者提案等に従って決定するものとし、事業者提案において、下記の条件を超える提案が行われた場合には、その提案内容を契約条件とする。

乙は、上記の保険契約が締結されたときは、その保険証券を遅延なく市に提示するものとする。乙は、甲の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をし、又はさせることができない。

1. 設計改修期間中の保険

(1) 改修工事保険

保険契約者 :
保険の対象 : 本施設等の改修工事
保険期間 : 改修工事着工日を始期とし、引渡日を終期とする（平成 [] 年 [] 月 [] 日～平成 [] 年 [] 月 [] 日の予定）。
保険金額（補償額） : 請負代金額
補償する損害 : 水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者 :
保険期間 : 改修工事着工日を始期とし、引渡日を終期とする（平成 [] 年 [] 月 [] 日～平成 [] 年 [] 月 [] 日の予定）。
てん補限度額（補償額） : 対人 : 1 名あたり最大 1 億円、1 事故あたり最大 5 億円
対物 : 1 事故あたり最大 1 億円
補償する損害 : 工事に起因して第三者の身体損害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額 : なし

2. 維持管理・運營業務期間中の保険

乙は、維持管理・運営期間中、次の要件を満たす保険に加入し、又は構成企業及び協力企業をして、加入させなければならない。なお、保険契約は 1 年ごとの更新でも認

めることとする。

(1) 施設所有（管理）者賠償責任保険

- 保険契約者 : 乙
- 被保険者 : 甲、乙、[]
- 保険期間 : 維持管理・運營業務開始時から維持管理・運營業務期間の
終了時までとする（平成 [] 年 [] 月 [] 日～平成 [] 年
[] 月 [] 日の予定）。（毎年度更新する。）
- てん補限度額（補償額） : 対人 : 1名あたり最大1億円、1事故あたり最大5億円
- 対物 : 1事故あたり最大1億円
- 補償する損害 : 本施設及び本施設等の所有、使用若しくは管理及び本施設
及び本施設等での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を
負担することによって被る損害
- 免責金額 : なし
- 交叉責任担保追加特約を付帯すること

別紙10の2 乙の提案により任意に付保される保険契約

乙の提案により、乙、構成企業又は協力企業により任意に付保される保険契約は、事業者提案等に従って決定する。

別紙 1 1 出資者による誓約書の様式

平成[]年[]月[]日

神戸市

神戸市長 []様

誓 約 書

当社は、下記事項について誓約いたします。

記

- 1 神戸市と[]との間で締結された平成 [] 年 [] 月 [] 日付新神戸ロープウェー再整備等事業（PFI 事業部分）事業契約書（以下「事業契約書」という。）並びに事業契約書の別表に定義された募集要項等及び事業者提案等に従い、当社の義務として規定された事項を遵守するとともに、関係者の権利又は義務の行使又は履行に際して当社の協力が必要な事項につき当該協力を実施すること。
- 2 その所有にかかる[]の株式の譲渡又は担保権の設定、その他の方法による処分を行うおとすときは、甲と [【 】グループ] の間で平成 [] 年 [] 月 [] 日付で締結された新神戸ロープウェー再整備等事業にかかる基本協定書第 6 条の規定に従い、必要に応じ、神戸市及び [【 】グループ] の代表法人に対し、事前に基本協定書別紙 3 別添 1 の書式の株式処分承認申請書を提出し、譲渡等にかかる方法、相手方、対象株式の種類及び数、予定日等を通知し、事前に神戸市の書面による承諾を得ること。

[出 資 者 名 称]

[代 表 者 氏 名] 印

別紙 1 2 構成企業、協力企業による誓約書の様式

平成[]年[]月[]日

神戸市

神戸市長 []様

誓約書

当社は、神戸市と[]（以下「事業者」といいます。）との間で締結された平成 [] []月[]日付新神戸ロープウェー再整備等事業（PFI 事業部分）事業契約（以下「事業契約」といいます。） に関し、下記事項を誓約します。

記

- 1 新神戸ロープウェー再整備等事業（以下「本事業」といいます。）に関して、事業者から委託若しくは請負った業務の全部又は大部分を、再委託し又は再請負させないこと。
- 2 理由の如何を問わず、事業契約が終了した場合には、神戸市が第三者との間で別途事業契約が新たに締結されるか、又は神戸市と当社との間において当社が事業者から受託又は請負った業務（以下「担当業務」といいます。）に関する委託契約又は請負契約が新たに締結されるか、あるいは神戸市が別途示す期間、担当業務を、事業者と当社との契約に定めた範囲で引き続き履行するとともに、本事業が円滑に遂行されるよう協力すること、また、神戸市が第三者との間で別途事業契約を新たに締結する場合、神戸市が、当社との間で担当業務につき新たに委託契約又は請負契約を締結する場合には、これら契約の締結及び担当業務の引き継ぎに協力すること。

[構成企業・協力企業名称]

[代表者氏名] 印

別紙 1 3 秘密保持に関する誓約書の様式

平成[]年[]月[]日

神戸市

神戸市長 []様

誓 約 書

当社は、神戸市と[]（以下「事業者」といいます。）との間で締結された平成 [] []月[]日付新神戸ロープウェー再整備等事業（PFI 事業部分）事業契約（以下「事業契約」といいます。）及び、新神戸ロープウェー再整備等事業（以下「本事業」といいます。）本事業に関し当社と事業者との間で締結された平成 [] []月[]日付[]契約（以下「本件契約」といいます。）について、下記事項を誓約します。

記

- 1 神戸市及び事業者の事前の承諾を得た場合、又は以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除き、本事業及び本件契約に関して知り得た神戸市、事業者その他の者の秘密を第三者に漏洩し、また、本件契約の履行以外の目的に使用しないこと。
 - (1) 公知である場合
 - (2) 開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
 - (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
 - (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
 - (5) その他法令に基づき開示する場合
- 2 本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報及び当該情報から当社が作成した個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。以下、これらを総称して「個人情報」といいます。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び神戸市個人情報保護条例（平成 9 年条例 40 号）を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うこと。
- 3 第 1 項及び第 2 項に定めるほか、本事業及び本件契約に関する個人情報の保護に関する事項につき、神戸市から指示を受けた場合、それに従うこと。
- 4 当社の役員、従業員に対し、第1項から第3項の義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じること。
- 5 本誓約書に定める当社の義務は、当社が締結した本件契約の終了後も存続すること。

[法人名称]

[代表者氏名] 印

別表 定義（五十音順）

- 1 「運営・維持管理期間」とは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日（平成 38 年 3 月 31 日までに本件契約の定めに基づいて、本件契約が終了した場合には、本件契約が終了した日）までの期間をいう。
- 2 「運営・維持管理業務等」とは、再開業日までの間の本施設の点検及び整備業務、運営業務並びにこれらに附随する業務、及び再開業日以降、事業期間終了までの間の本施設等の点検及び整備業務、運営業務並びにこれらに附随する業務をいう。
- 3 「運営準備期間」とは、本件契約の締結から平成 22 年 3 月 31 日（平成 22 年 3 月 31 日までに本件契約の定めに基づいて、本件契約が終了した場合には、その終了した日）までの期間をいう。
- 4 「改修期間」とは、改修工事に着手した日から改修工事の工事竣工日までをいう。
- 5 「改修工事」とは、要求水準書及び事業者提案等に定める工事をいう。
- 6 「改修工事対象施設」とは、新神戸ロープウェー施設のうち、要求水準書及び事業者提案等に定める施設をいう。
- 7 「開庁日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）第 3 条により休日とされる日その他の神戸市が閉庁する日以外の日をいう。
- 8 「各種計画書」とは、別途甲が定める計画書作成要領に従い乙が甲に対して提出する本事業にかかる全ての業務に関する業務計画書及び各事業年度の実施計画書その他の計画書をいう。
- 9 「関係法令等」とは、本指定管理事業に関し適用される、全ての法令並びに施行規則、神戸市条例並びに規則、その他新・神戸市基本構想などの全ての行政計画、要綱並びに基準をいう。
- 10 「管理許可使用料等」とは、神戸市都市公園条例別表第 2（第 14 条関係）に定める「(1)公園施設を設ける場合」又は「(2)公園施設を管理する場合」の使用料をいう。

- 11 「協力企業」とは、●株式会社又は●●株式会社又は●●●株式会社又は●●●●株式会社〔注：優先交渉権者グループの協力企業名を記入〕をいう。
- 12 「業務計画書等」とは、乙が、募集要項等及び事業者提案等を踏まえて作成する、本事業にかかる全ての業務に関する業務計画書及び関連する業務手順書、基準表、各種様式等をいう（なお、作成された業務計画書等が変更された場合は、変更後の業務計画書等も含まれるものとする。）。
- 13 「業務結果報告書」とは、乙が、本件契約に定める業務毎に、甲の定める様式で作成する日報、月次報告書、四半期報告書及び年度報告書をいう。
- 14 「業務水準」とは、本件契約書類等、業務計画書等、各種計画書、その他本件契約に基づいて作成される一切の文書に記載されている内容及び水準及び並びに本件契約の履行に関してなされた甲及び乙間の一切の合意における内容及び水準を満たす内容及び水準をいい、本件契約書類等、業務計画書等、各種計画書、その他本件契約に基づいて作成される一切の文書及びその他の合意が、本件契約に基づき、変更された場合には、変更後の内容及び水準をいうものとする。
- 15 「許認可等」とは、本事業における業務を遂行するに必要な免許、許可、認可、登録又は届出等をいう。
- 16 「構成企業」とは、●株式会社又は●●株式会社又は●●●株式会社又は●●●●株式会社〔注：優先交渉権者グループの構成企業名を記入〕をいう。
- 17 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- 18 「再開業日」とは、本施設の改修期間が終了し、新神戸ロープウェー及び布引ハーブ園の営業が再開する日をいう。
- 19 「事業期間」とは、本件契約締結日から平成 38 年 3 月 31 日（平成 38 年 3 月 31 日までに本件契約の定めに基づいて、本件契約が終了した場合には、本件契約が終了した日）までの期間をいう。
- 20 「事業者提案等」とは、応募者が募集要項等の規定に従い甲に対して提出した本事業

に関する平成[]年 [] 月 [] 日付応募提案書類、その詳細を確認するために甲が応募者に対し行った照会に対する応募者の回答及び応募者面接速記録並びに本件契約の調印日までに当該応募提案書類を詳細に説明する目的で応募者又は乙が作成して甲に提出した事業者提案補足書類その他一切の説明・補足文書をいう。

- 21 「事業年度」とは、原則として、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、最初の事業年度は、事業開始の日に始まり、当該日の直後に到来する3月31日に終了する期間（事業開始の日が3月31日であるときは、当該開始の日。）とし、最後の事業年度は、事業終了の日の直前の4月1日に始まり、事業終了の日に終了する期間（事業終了の日が4月1日であるときは、当該終了の日。）とする。
- 22 「施設改修費」とは、改修工事（調査・設計・建設・工事監理）にかかる費用総額をいう。なお、ここでの費用総額とは、甲が負担する設計・改修業務にかかるサービス対価だけでなく、事業者提案等において事業者負担分とされた費用も含めた額とする。
- 23 「実施計画書」とは、本件契約に定める各業務につき、事業年度ごとに、本件契約書類等に従い、甲が合理的に満足する様式及び内容において乙が作成する計画書をいう。
- 24 「実施方針」とは、本事業に関し、平成20年12月15日に公表された「新神戸ロープウェー再整備等事業に関する実施方針」をいう。
- 25 「実施方針に関する質問及び回答」とは、実施方針に関して提出された質問書を基に甲がそれぞれ作成し、平成21年1月21日に公表された「実施方針に関する質問及び回答」をいう。
- 26 「資本金面若しくは人事面において関連のある者」とは、募集要項等に規定する以下の状態にある者をいう。
 - (1) 資本関係のある者
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

②一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- 27 「出資者」とは、乙に対して出資を行い、その株式を保有する者をいう。
- 28 「新神戸ロープウェー」とは、神戸市都市公園条例第 2 条第 1 項に定める都市公園として設置された「布引公園」の管理許可施設として設置されたロープウェーをいう。
- 29 「新神戸ロープウェー運行開始日」とは、募集要項等に定める乙による新神戸ロープウェー運行開始日をいう。
- 30 「設計・改修業務にかかるサービス対価」とは、甲が、本施設等の調査・設計・改修・工事監理業務の対価として、乙に対して支払う金銭をいう。
- 31 「布引ハーブ園」とは、地方自治法第 244 条に定める公の施設として設置された神戸市中央区葺合町、加納町 1 丁目、北野町 1 丁目他所在の布引公園をいう。
- 32 「布引ハーブ園指定管理事業」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び神戸市都市公園条例第 23 条の 2 第 1 項の規定により、指定管理者制度に基づいて、指定管理者とされた者が布引ハーブ園について行う指定管理事業をいう。
- 33 「引渡日」とは、別紙 2 に定める、改修工事を完了して、乙が甲に対し本施設等を引き渡す日をいう。
- 34 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な事象であって、甲又は乙のいずれの責めにも帰すべきでないもの（ただし、募集要項等で基準を定めているものにあつては当該基準を超えるものに限る。）をいう。
- 35 「物販等施設」とは、本施設等のうち、収益事業のために用いられる施設（本事業の

ために用いられる施設として事業者から提案があった施設を含む。)をいう。

- 36 「閉庁日」とは、開庁日以外の日をいう。
- 37 「法令改正等」とは、法律、政令、条例、規則又は要綱その他これに類するものの制定又は改正をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。
- 38 「募集要項等」とは、募集要項（平成 21 年 4 月 17 日に公表された募集要項〔その後の補足を含む。〕）、これに添付される募集要項説明書別添資料、及びこれらに関連して甲が追加で提示する資料をいう。
- 39 「募集要項等に関する質問及び回答」とは、募集要項等に関して提出された質問書を基に、甲が作成した平成 [] 年 [] 月 [] 日付「新神戸ロープウェー再整備等事業 募集要項等に関する質問及び回答」、●及び●をいう。
- 40 「本件契約書類等」とは、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問及び回答、募集要項等、募集要項等に関する質問及び回答、事業者提案等をいう。
- 41 「本件土地」とは、神戸市中央区北野町 1 丁目 4 番 3 号他所在の別紙 1 の「事業計画敷地位置図」において示された土地をいう。
- 42 「本施設」とは、新神戸ロープウェーの事業の用に供することを主たる目的として、平成 22 年 4 月 1 日時点において、本件土地に設置されている、索道、ロープウェー設備、駅舎、その他の付属工作物、及びこれらに存置されている有体物をいう。
- 43 「本施設等」とは、本施設の業務の用に供することを主たる目的として、本件土地上に改修・設置される、本施設本体、付属工作物、及びその他甲と乙の合意により設置される有体物をいう。
- 44 「本指定管理事業協定」とは、布引ハーブ園の管理・運営にかかる業務に関して、公の施設にかかる指定管理者としての乙が甲との間で締結する布引ハーブ園の管理・運営に関する協定書をいう。
- 45 「本事業」とは、乙が本件契約に基づき実施する事業の全部をいう。

- 46 「本事業に直接関係する法令」とは、特に本事業と類似の業務に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味し、本事業に直接関係する新税の成立、消費税及び地方消費税の税率変更も含まれるが、これに該当しない法人税やその他の税制変更及び乙、構成企業又は協力企業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。
- 47 「要求水準書」とは、平成 21 年 4 月 17 日に公表された要求水準書（その後の補足を含む。）をいう。
- 48 「要求水準書（骨子案）に関する質問及び回答」とは、平成 21 年 1 月 30 日に公表された「要求水準書（骨子案）」に関し、甲が作成した「要求水準書（骨子案）に関する質問及び回答」をいう。
- 49 「ロープウェー利用料金」とは、新神戸ロープウェー利用者が新神戸ロープウェーを利用するに当たり支払う、利用料金をいう。